

第百八十三回
国会

参議院厚生労働委員会會議録第八号

平成二十五年五月二十三日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

小川 敏夫君

牧山ひろえ君

石井みどり君

五月二十三日

辞任

江田 五月君

林 芳正君

補欠選任

大久保潔重君

江田 五月君

林 芳正君

補欠選任

牧山ひろえ君

藤川 政人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

武内 則男君

足立 信也君

津田弥太郎君

赤石 清美君

中村 博彦君

渡辺 孝男君

委員

石橋 通宏君

梅村 聡君

江田 五月君

小西 洋之君

小林 正夫君

櫻井 充君

大家 敏志君

高階恵美子君

武見 敬三君

藤井 基之君

藤川 政人君

丸川 珠代君

国務大臣

厚生労働大臣

副大臣

厚生労働副大臣

厚生労働副大臣

大臣政務官

厚生労働大臣政務官

厚生労働大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房日本経済再生総合事務局長

内閣府規制改革推進室長

内閣府政策統括官

総務省自治行政局公務員部長

総務省自治行政局選挙部長

厚生労働大臣官房総括審議官

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

三原じゅん子君

浜田 昌良君

川田 龍平君

行田 邦子君

田村 智子君

福島みずほ君

田村 憲久君

榊屋 敬悟君

秋葉 賢也君

とかしき なおみ君

丸川 珠代君

松田 茂敬君

赤石 浩一君

滝本 純生君

山崎 史郎君

三輪 和夫君

米田耕一郎君

生田 正之君

中野 雅之君

宮川 晃君

石井 淳子君

本日の會議に付した案件

○健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査(厚生労働大臣政務官の新聞対談広告への対応等に関する件)

(日雇派遣の見直しの是非に関する件)

(規制改革会議雇用ワーキング・グループの資料公開に関する件)

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武内則男君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日までに、小川敏夫君、牧山ひろえ君及び石井みどり君が委員を辞任され、その補欠として大久保潔重君、江田五月君及び藤川政人君が選任されました。

○委員長(武内則男君) 健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は既に終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○田村智子君 私は、日本共産党を代表して、健康保険法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

その理由の第一は、協会けんぽへの国庫補助率一六・四％を二年間の暫定措置としていることです。

本法律では、協会けんぽへの国庫補助は本則で一六・四％から二〇％とされています。これを附則で一三％に引き下げているのですから、この附則を削除し、一六・四％以上の国庫補助率を恒久的な措置とするのは当然のことです。

協会けんぽに加入している事業所の四分の三は従業員九人以下という中小零細企業です。被用者保険の最後の受皿であり、社会の重要なセーフティーネットである協会けんぽを国の適切な国庫補助によって支えなければなりません。とりわけ、労働者の賃金の下がり続け、一方で医療の高度化等により医療費の支出は増額、準備金が枯渇する三年後には協会けんぽの保険料率は大幅な引上げとなるのが危惧されています。国庫補助率は本則の下限の一六・四％ではなく、上限の二〇％まで引き上げることこそ求められています。

反対の理由の第二は、高齢者医療制度支援金の総報酬割の措置を継続していることです。

これは、本来国が負担すべき財政支援を健保組合、共済組合に引き続き肩代わりさせ負担増を強いるものであり、問題です。なお、労災保険の適用がない事故事例を健康保険法上で給付対象とする措置は社会保障制度の谷間の問題を解決するものであり、当然です。

最後に、協会けんぽの財政の一番の問題は、労働者の賃金の下がり続け、保険料収入減を招いたことにあります。大企業の下請いじめを厳しく取り締まる、中小企業での賃金引上げを支援するなど、省庁の垣根を取り払った施策を求め、反対討論を終わります。

○委員長(武内則男君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

健康保険法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武内則男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、足立君から発言を求められておりますので、これを許します。足立信也君。

○足立信也君 私は、ただいま可決されました健康保険法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、後期高齢者医療制度及び前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整による拠出金によつて、運営に困難をきたしている保険者に対する財政支援を、同法案の措置期限である平成二十六年度までの間、継続し、かつ更に充実すること。

二、高齢者医療制度に係る保険者間の費用負担の調整については、その再構築に向け、広く関係者の意見を聴取するとともに、若年者の負担が過大なものとならないよう、公費負担を充実すること。

三、協会けんぽについては、中長期的な財政基盤の強化を図るため、国庫補助率について、健康保険法本則を踏まえて検討し、必要な措置を講ずること。

四、国民健康保険制度については、適切な財政支援を行うとともに、平成二十七年年度からの都道府県単位の共同事業の拡大の円滑な実施に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(武内則男君) ただいま足立君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(武内則男君) 多数と認めます。よつて、足立君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田村厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田村厚生労働大臣。

○国務大臣(田村憲久君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長(武内則男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武内則男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武内則男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働大臣官房総括審議官生田正之君外十名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(武内則男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(武内則男君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○足立信也君 改めまして、おはようございます。民主党の足立信也でございます。

本日はふだんと幾分トーンが変わります。これは、今までの複数回にわたる質疑の中で、やはりこれは何といつても看過できないという気持ちでございまして。私自身は関与するような気持ちでなくて質問したいと思っておりますので、多少言葉が荒くなるかもしれませんが、御容赦願いたいと思っております。

資料の説明をいたします。

私の資料、お手元にあると思いますが、まず一つ目は、事の発端になった新聞記事、これ三月二十一日に津田筆頭から出された資料です。それから二枚目、二です、これは五月十三日に情報公開法に基づいて行政文書開示請求を私が行いました。その中で、なぜこういう判断をしたかと申しますと、行政文書、情報公開法の第二条の二、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」というふうにございまして。この企画書に基づいて政務官室で協議したと、この、このというのは資料の三になるわけですが、これに基づいて協議したというふうな幾度となく答弁されておりますので、したがつて行政文書と私は判断いたしました。そして、第四条により文書で開示請求し、第五条には開示は拒否できないということになっております。

今までの答弁で丸川政務官は、私たちの所有物ではない、これは日経クロスメディアの社内文書だから、日経新聞が出してはくれないと言っている、だから出しませんというふうに言っていたわけですが、五月十六日にこれが出てきました。これは所有物と認めたんでしようか。それとも、これは社内文書ではないというふうに判断したんでしようか。あるいは、日経クロスメディアの方が出してもいいですというふうに言ったんでしようか。丸川政務官に聞いています。

○大臣政務官(丸川珠代君) 五月の十六日に参議院厚生労働委員会理事会上に提出された文書は、厚生労働省においても職員が職務として取得し保有をしていたものであり、行政文書に当たると判断したものでございます。

○足立信也君 ということは、日経クロスメディア、日経新聞社の意向ではなく、私たちの所有物ではないと言ったのがうそだったということですね。これは紛れもない行政文書です。

それでは、私のその資料の二のところ、行政文書だという判断で私が開示請求したのはこれだけにとどまりません。一番として、出演依頼状及びその依頼に関する企画書、説明書等一切。今、行政文書だと判断されたということが丸川政務官から言われました。二番、日経新聞広告出演依頼状について決裁文書ないし稟議書等一切。手書きで「できるだけ早く開示して下さい」と書いてあるのは、うちの政策秘書がこれを提出に行つたとき、できるだけ早く欲しい、三十日以内の規定があるけれども、国会の委員会の審議に影響するから早く出してほしいということを口頭で申し上げたら、じゃ、そのように書いてくださいということとで手書きで書いた、これが提出されたそのものでございます。

では、決裁文書ないし稟議書、これはいつ開示されるんですか。

○政府参考人(生田正之君) 情報公開法に基づきまして請求されている内容でございますので、三十日以内というルールどおりにきちんと出した、それまでできるだけ早く出したというふうに考えてございます。

○足立信也君 ということは、これは存在するということだと思ひます。今まではゲラの校正を二回やったということを言っておりますが、少なくとも最終完成版といいますが、これででき上がったというふうなものが必ずあるはずでございします。そこは、この存在、そしてこれも当然のことながら行政文書ですから、開示してくれるということを約束したいと思ひます。

○政府参考人(生田正之君) 今委員御指摘のゲラでございますけれども、二回チェックしております、最終的なチェックは政務官室でやってございます。政務官室に資料はございますので、今委員御指摘のように開示したいというふうに考えてございます。

○足立信也君 私は、これを提出するに当たって、委員会の審議に大きく影響しているんです、だから出して下さいと言っているわけです。それが三十日以内には何とかしますということは、その間できない可能性があるわけですよ。どれくらいで出すつもりなんですか。

○政府参考人(生田正之君) 大変恐縮でございますけれども、できるだけ早く出すということで考えてございます。

○足立信也君 大臣、行政文書があつて、その決裁もあつて、ゲラの最終版も当然あるということの中で、何度も言います、私たちとしては審議すべきだという法案がやっぱりいっぱいあるんですよ。これを早くやる必要があると思つていますよ。それに対して、出さないから、あるのに出さないから、行政文書であつて出す義務があるのに出さないから遅れているわけですよ。この長として、私がこの請求書を出したのは厚生労働大臣ですよ。大臣、いつ出すんですか。

○国務大臣(田村憲久君) 決裁文書はいらないんですけれども、ゲラがあるということでございますので、なるべく早く出させていただきます。

○足立信也君 企画書等があつて協議をした、厚生労働省内で協議をした、政務官室かもしれない、複数の人が集まって協議をした、それについての決裁がないんですか。それでいいんですか、行政として。

○政府参考人(生田正之君) 恐縮でございますが、大臣政務官規範に反するかどうかにつきましては、政務官室の中で議論いたしまして、それについての決裁はございません。

それから、ゲラにしましては、関係部局、職業安定局の方でチェックいたしておりますけれども

も、技術上のチェックをしたということで、それについて決裁という形は取つてないということでございます。

○足立信也君 今までのところ、皆さんお聞きになつて明らかなのは、あるものを出さないと言つてきた。それも理由が違うわけです。持つていないと言つてきた。相手が出してほしくないと言つてきた。全然違うわけですよ。持つていないのに出さなかつたわけですよ。ひどい話、本当にひどい話です。委員会の審議を邪魔しているんですよ。完全なアウトですよ、これは。

それでは、資料三に基づいて御質問します。まず一行目、丸川事務所からファクスされております。どこにファクスしたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 今ほどのお話でございまして、私も、まず組織としての判断云々の前に私個人がきちんと判断をするということとがなければいけないということについては重々反省をしております。

その上で、組織の中できちんと決裁をするかどうか、どういうルートで取材を受けるのかということについて、一体厚生労働省の中がどうなつていのかということについて、私もこの件で御指摘をいただいでから確認をさせていただきました。そうしたところ、きちんと取材の申込みが来たときに、どこへ持つていつてどういうふう確認するのかということ、これまで特に決まつたルールがあるわけではなかつたということが判明いたしました。これは私、長年会社員をやつておりましたので、組織が判断するといへば、当然それは足立議員と同じように、きちんとしかるべき、例えば広報局であるとか人事局であるとか、そういうところへ持つていつて判断をするものだというふうな思つていたものですから、大変私も驚きまして、直ちにこれを改めてくださいということで、この手続をつくるという指示をお願いいたしました。

その上で、今の御質問でございまして、丸川事務所から大臣政務官へファクスされたもの

でございます。

○足立信也君 丸川事務所から政務官室にファクスをしたということですね。その時点で、これから協議が起きてくる、その時点でこれは行政文書だということとは認識していないこと自体が、今までルールがなかつたようなことを言つておりますけど、認識していないこと自体が変ですよ。

なぜこの件にこだわつていくかという、津田さんも私もやっぱり同じ政務官経験者ですので、こころなほ慎重に慎重にやつてきています。やっぱり国民に疑惑を抱かれないこと、これが何よりも規範の根本なんですよ。

そのことが、後でまた言いますが、まずは丸川事務所から政務官室にファクスした。じゃ、この二行目行きます。これ、クロスメディア営業局からビューマンラスト御中ですね。何で丸川事務所にあつて、丸川事務所から政務官室にこれが送られるんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) この紙は、一月八日に丸川事務所からビューマンラスト社からメールでいただいたものであります。

私もこれ、大変申し訳ないんですが、この上半分をほとんど注視をしております。改めてこれを見たときに、どうしてこうなつていのか、ということについて疑問を持つたんですけれども、とにかくまず企画の内容について教えてくださいということをお願いしたら、この紙が一月八日に来たということでした、どうしてあて名が丸川事務所になつていないのかという理由はよく分かりませんが、推測をいたしますと、この企画の内容について、この日経新聞社と、日経新聞社のクロスメディア営業局ですね、とビューマンラスト社の間で調整が行われている間のその調整の文書であらうというふうな推測をいたします。

その二社の間でどういう調整、話合いがあつたのかはよく分かりませんが、この企画書については、対談相手であるビューマンラスト社から丸川事務所へ送るということにその二社の間で調整をした結果なつたのではないかと

に推測をいたします。

○足立信也君 今答弁で、企画の内容を教えてほしいとビューマンラスト社に依頼したと言つていましたね。どういうことですか。そこでメールが返つてきた。ビューマンラスト社に企画の内容を教えてくれと言つたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 企画の申込みが最初口頭でございましたので、今申し上げたのは詳しい内容を教えてくださいという意味で申し上げました。申し訳ありません。

○足立信也君 あなた、度々答弁で、これは日経クロスメディアの企画だと言つておられるんですよ。内容を教えてくれというのをビューマンラスト社に聞きに行つたんですか。言つておられることがおかしくないですか。

普通考えたら、日経クロスメディアが企画しているのであれば、対談の双方にこういう企画だと送るのが当たり前でしょう。失礼な言い方ですけど、やっぱり私は政務官の方を重視して、そちらに先に行きますよ。それを、一企業に政務官がどういう内容ですかと聞く。しかも、あなたは今まで、これは日経クロスメディアの企画だと言つていたけれども、その対談相手にどういう企画ですかと聞いたということを今はっきり言つたわけですよ。これ、アウトじゃないですか。何を今まで答弁してきたんですか。

なぜ、じゃ、あなたあてのこの対談企画の骨子なるものがないんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 日経新聞の企画と書いてありますので、当然、日経新聞の企画だというふうには私は認識をしておりますし、その最初に依頼があつたのがビューマンラスト社だったので、たまたまビューマンラスト社に、これはどこにもらえはいませんかということと問合せをした結果、ビューマンラスト社から送られてきたという状況ですので、私たちが日経新聞に聞く前に送られてきたという状況です。

○足立信也君 企画している日経クロスメディアとは一切接触していないことを言つてい

んでしょか。あなたはそこ企画でやつたと言っていて、一度も接触していない、そして一度も話合いもしていない。企画書も自分のところには来ない。でも、ヒューマントラストに聞いたら、こういうのがあった。そういう言い訳ですか。ちょっと信じられないですね。

普通これを見ただけで、この上を見ただけで、差出人は日経クロスメディア営業局ですよ。営業局ですよ、これ。編集とかそういうところではないんですよ。営業局がヒューマントラスト社に営業で企画を持ちかけている文書です、これ。日経クロスメディア営業局は、当然宣伝の収入が目的ですよ。そしてヒューマントラスト社が広告料を払って、利益を得る企画であることは明らかですよ。この上のところを見ただけでもおかしいと思わないと、これに政務官がかかわっているのかどうか。

しかも、これ上から、概要のところの四行目ぐらいですかね、五行目か、「各々のお立場より」と書いてあるじゃないですか。この各々のお立場のあなたに、何で企画書が来ないんですか。おかしいでしょう。そんなことをする会社なんですかね、日経クロスメディアというのは。過去の例が、恐らく石橋さんの方から出されると思いますが、いろいろ、普通こういうことをしないですよ。

私も余り、今までこういう畑というかメディアには余り知らないところでしたので、よく分からないんですよ。この紙面企画概要の上から二行目、体裁のところですね。政務官のときもこういうのをいただいたことがないので分からないんですけど、この括弧の中、これどう読むんですか。どういう意味なんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 体裁の行に書いてある内容でございますけれども、全十五段と書いてあります。その次は、これは多分、多分です、私、済みません、正確にどういふものか知りませんけれども、記事広十段プラス、ジュンコウと読むんだと思いますが、純広五段というふうに括弧で書いてあります。

○足立信也君 純広というのはどういう意味ですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ありませんが、私は電波媒体にはおりましたけれども、紙媒体のことは全く存じ上げませんで、この純広というのが何を意味するのか正直よく分かりませんでした。後から教えていただいたというか、周りの方に聞いたところ、純粋な広告という意味ではないかと思うということであっていただきました。

○足立信也君 知らないけれども純粋な広告という意味ではないかと、後から教わった。いつ教わったんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) この件について答弁をするに当たり教えていただきました。

○足立信也君 私、なぜ行政文書であるということからスタートしたかをよく考えてほしいんですよ。あなた一人が知らなかったとか、こう判断したという問題じゃないんですよ。厚生労働省の問題なんですよ、これ。政務官室の問題なんです。いろんな人と相談をして、記事広告が十段、純広告が五段と書いていて、純広告の意味が分かっていた人は誰もいないんですか。

○政府参考人(生田正之君) 恐縮でございます。これにつきましては、最初に判断した際に政務官室で判断いたしましたので、その政務官室のメンバーが承知していなかったのは事実でございます。

○足立信也君 知らなかったで終わらせるということですね。

丸川政務官は、企画広告記事とずっと言っているんですね。日経新聞の広告だったと、だと思っただということもずっと言っているんですよ。それは記事広告のことを言っているんでしょう。プラス純広五段と書いてあるわけですよ。これは、私は、知らなかったで済ませようという話ではなくて、やっぱりこれはもうそをついているんじゃないですか。これで分からないわけじゃないじゃないですか。僕は、見たときに何だこれはと思いました。

よ。これ、もうアウト二つ目、ツアアウトではないかと思えます。

じゃ、これ骨子案、案が括弧付いています。これで皆さん協議されて、よしこれでいいと思うたんでしょ。じゃ、案が取れたのはいつ来たんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 本当にもうこれは我々の経験不足といえますか、もう申し訳ないことなんです、これ見て、本当に誰もこれが広告と一体のものだということに、申し訳ないんですが、気付きませんでした。もうこれは本当に申し訳ないんですけれども。

それで、実は、過去に同様のこういう取材があったときの企画書についてもきちんと勉強させていたでいて、どういうふうに判断されておられたかというそのプロセスまできちんと拝見をいたしました。

企画書によつては、例えば、今あて先のことが問題になっておりますが、誰あてというものが全く書かれていないものもございまして、あるいは、こういうふういきちんと書いてあるものもあるんですよ。本企画は広告企画として掲載する予定です、企画趣旨に御賛同いただく協賛社を四社程度想定します、ですね。

それで、例えばこういう記事になりますということとで一体になる広告のサンプルというふうなものも渡されているというのもありまして、本当に恥ずかしながら、我々、この書き方で気付かなかったわけですね。これを後で、じゃ、こういう広告の専門の部署の人が見たらどうだったのかという話になったときには、やはりこれは広告の専門の部署の人が見ればこれは広告だということが分かるという話になりました。

そこで、私も、今回の手続というのは問題である。何しろ、広告だと分かって出た方に対して、私は広告だと分からなくて出ていたわけでございますので、一体になるということが分からないで出ていたわけでございますので、改めてこの手続をきちんとしていただくということ

で、まず書類が来たらこれは広報局に回すと。広報局のプロの方が見て果たしてこれがどういう記事になるのかということを確認してくださいということを確認しました。

○足立信也君 もう今までの質問でも何度も言われた、やっぱり政治は結果責任でしょうと。これが多くの国民にやっぱり疑惑を与えているんですよ。

それを知らなかったからこれからよく、より分かりやすい方法に尋ねる場所を変えますみたいな話ですが、大変申し訳ないけれども、我々という表現をずっと使われるので、厚生労働省、この純広五段、これがヒューマントラスト社一社の宣伝広告と分らなかったんですか、本当に。

○政府参考人(生田正之君) 当時、政務官室で判断したわけですが、そのときはそういう意識は全くなくて、本当に見落としてしまっている、あるいは理解が不足しているということだと思いますけれども、そういう事実でござい

た。

○足立信也君 大臣政務官室とずっと言っていますが、さっき決裁書はないと言いましたけれども、私は、何人かはこれ相談に乗っているというのを聞いていますよ。そのときに一番立場が上で、これは問題ないんだと判断した人に聞きたいですよ。ヒューマントラスト社一社の宣伝広告と分らなかったんですか。

○政府参考人(宮川晃君) 先日、石橋議員の質問においでもお答えしたとおり、大臣政務官規範に抵触するかどうかとか、あるいは日経クロスメディアによる対談記事ということなどから問題ないかと判断していたところでございます、ヒューマントラスト社の宣伝広告という認識はございませんでした。

○足立信也君 まあ大変な問題だね。後でまとめて大臣には聞きますけれども、これ知らなかったで済む問題じゃないですよ。そこはしっかり分かっただけでいい。先ほど二回という話がありました。これ

はなかなか提出されないものでござりますが、入っているか分かりませんが、そのときにも、宮川さん、宣伝広告と思わなかったんですか。

○政府参考人(宮川晃君) ゲラの左下には広告という形で書いてある文字がございましたが、これをもってヒューマントラスト社の宣伝広告という認識はございませんでした。

○足立信也君 それは記事広告十段の中の話でしょう。純広五段というところはなくなっているかというチェックも一切ないんですか、分からないんですか。世の中では、企業の宣伝の片棒を担がされるこの記事、上の記事、これちようちん記事と言いますよ。あなた方、それやっているんですよ、省ごときで。極めて恥ずかしい話ですよ、これ。

ここまでのところで、今の、個人の問題ではない、政務官室を超えて宮川部長も入っているわけで、この企画書、自分ではないところに出されたものを政務官がお願いしてもらって、それを政務官室に送って、それで協議して、こういう内容が書かれている、純広五段と書かれている、各々の立場よりお話を聞きたいと書いてある、この経緯で広告だと、宣伝広告だと知らなかった、分かりませんでした、このことに対して、大臣、まずどう思いますか。

○国務大臣(田村憲久君) 私も新聞関係の人間ではないものでありますから、記事広告、純広というのは、これさっぱり普通の者は分からないですね、これ、純広って一体何なのか。ですから、これを見て広告というふうにはなかなか私も判断はできないんですが。

いずれにしましても、そういうことも含めて判断ができなかった。今までこういうものがあつたのかどうかというのは私は分かりませんが、こういうふうな形で委員会に御迷惑をお掛けをしているという点に関しては、これは厚生労働省として申し訳なく思っております。

○足立信也君 厚生労働省として申し訳ないと言っただけではやっぱり足りなくて、何かしなければ

いけませんよ、これ、国民の皆さんに抱かせてしまった疑惑については。

それから、これ、純広って見て分からなかったと言いますけど、体裁で全十五段で、記事広告十段、純広五段と書かれたら、誰だつて分かりますよ。これを、何のためにこの対談企画の骨子案を手に入れたのか、こういうところを見るためにやったんじゃありませんか。それで分からなかった。もうあきれますけど。

ちよつとこの件はまた後で戻ってきますが、資料四を御覧ください。

我々は、委員会として参考人の出席要請をしました。こういう点をただしという、これが質問状ですね、これが日経クロスメディアに対しての質問状です。ポイントは、対談広告が本日に日経クロスメディアの発表によるものなのかポイント一。二番が、十一月十三日から十一月十一日までの交渉の詳細を教えてくださいということなんです。

これは九川政務官の答弁に基づいているわけですが、日経クロスメディアの企画だからと。これを聞いているわけですね。九川政務官は、日経新聞の広告だと思つていて、対談企画骨子案は行政文書である、しかし、前は日経新聞の社内文書だと言つていた、つじつまの合わない答弁を今まで繰り返してきている。

それに対して資料五です。昨日、これは、理由は分かりませんが、巻き込まれるのは嫌だなと思われたのか、あるいはそれを言われているなと思われたのか分かりませんが、ファクスで、理事会あてですか、に送られてきた文書です。

これ読んでもらえばお分かりになると思いますけど、ポイントは、日経クロスメディアの発表ではなくヒューマントラスト社の発表ということなんです。そして、ヒューマントラスト社の企画広告であると。二番目、九川さんとの交渉は全てヒューマントラスト社の阪本社長が行う。三番目、日経新聞社は十一月十一日の対談まで一切九川さんと接触、連絡をしていない。四番目、資料三、先ほどから言っている対談企画の骨子案ですけど、これ

途中に書いています。直前まで何の指示も、進行について何の指示もなかったため、やむなく進行案をメモ程度に作成したと、こういうことを書いてあるんですね。最後に、広告代理店はアド電通であると。この広告代理店のことについては後で同僚議員のどなたかが多分質問されると思います。ここと九川政務官との関係についてもまたたださなきゃいけないことが出てくると思います。

こういう文書が送られてきているんですね。これを信じて、普通に考えればですよ、この資料五の資料を信じて普通に考えれば、あなたと厚生労働省はヒューマントラスト社の阪本社長にはめられたんじゃないですか、だまされたんじゃないですか。ヒューマントラスト社の企業の営利のために政務官という名前を利用し、そこにお墨付きを与え、ちようちん記事を書いてもらつて、そういう趣旨で、だまされたんじゃないですか。

もつと、私ずっと今まで言いながら気になっていたのは、九川政務官も大臣も厚生労働省も抗議を一切していないということなんです。これはおかしい。僕は、これ今までの流れをずっと見ると、これはだまされているんじゃないかとまず思いました。これは九川さんサイドに僕は立っているのかもしれない。でも、普通そう思つたら抗議するでしょうという話を僕はずっとしてきたんですよ。一切していない。ということは、この資料五のファクスが全て真実ではないかもしれない、こういう懸念も生じるんですよ。やっぱりたださないと分からない。

じゃ、そこから何が考えられるか。抗議もしていないんですよ。逆に考えると、むしろ、野党議員時代に九川さんはヒューマントラスト社と対談企画を約束した、その後政務官になって、これは不適切ではないのかと思つた、そこで日経クロスメディアの企画広告となるように、日経クロスメディア営業局に偽装工作を依頼したんじゃないですか。その方が私は今までつじつまが合うと思ひますよ。笑うんじゃないよ。

まず、これはおかしい。この一社の広告のちよ

うちん記事に利用された政務官が抗議を何もしていない。でも、抗議を何もしていないことの説明を僕はもう一回聞きたいんですよ。普通に考えて、今までの資料、この特に五が真実だったら、やっぱりはめられたと思いますよ。なぜ抗議しないのか。どうなんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) まず、このあて先がヒューマントラストと日経新聞社の間でやり取りしているような企画書で受けたということ、ごめんなさい、本当に私これ、後になってということと変ですけれども、取材を受けるということ、ある意味、厚生労働省で可という判断が下つた後で、やりやすということになった後で、実は初めてこのやり取りに気付いたものですか、後になつて、手続上、こういうあて先がきちんとしないような申込書で取材を受けるということは今後ないようにしてくださいということはずきつちりお願いをしました。

その上で、私、このファクスは初めて拝見しましたが、これは日経クロスメディアが、この十一月十三日に云々と書いてあるところですけども、このとき、たしか同じ日に私のところにも取材というか対談の相手としてお願いしたいのだからというお話があつたときには、これはヒューマントラスト社の社長は、もう既に企画があつて、その上で対談相手として御一緒にお願いできませんかというふうな話でおつしやつてくれたので、私の認識とは違うなと思つて今拝見をしていたところです。

少なくとも、その日経クロスメディアがどのよう回答されているかというのを今拝見したんですけれども、私に対しては、これは日経クロスメディアの企画が既にある上で、対談相手としてヒューマントラスト社の社長から出演の申入れがあつたというふうな、これは私の認識です。ただ、結果として認識がこれのように違つたという点であれば、私としてもこれは十分に確認をしておくべきだと思ひますし、今、足立議員がはめられたのではないかというふうにおつ

しゃいましたけれども、これを見ますと、どうもおかしいなということが読み取れるなというふうに思います。

○足立信也君 この前、ヒューマントラストの方に答弁の内容を丸川さんの事務所の方が電話で言った。今の、おかしいなと思って、これは抗議しなきゃなと思っていますか、今。

○大臣政務官(丸川珠代君) 正直、これは抗議を申し上げたいなと思っています。

○足立信也君 何度も言うように、結果責任で、もうこれは日本中の方の目に触れている話なんです。なぜ最初に抗議しなかったのかと僕は大臣にも聞きました。そこにあるんですよ。これはやっぱり皆さんが抱えている。おかしい、変なんですよ、これは。

そこで、今でもおかしいとは思いますが、日経クロスメディアとヒューマントラストでいろいろやり取りしながら考えてくれたんだらうなとおっしゃっていましたね、日経クロスメディアの企画だと言っている。このファクスの内容、日経クロスメディアは全部阪本社長がやるからというところで、全く話し合いをしていないんですよ、このファクスの内容。それで、余りに進まないから、これは、心配だからといいますが、やむなく、やむなく進行案を記入したメモを作成した、こう書いてあるわけですよ。全くそこと接触していない。

あなたは日経クロスメディアの企画だと、こう言い張ってきた。これを見てでもいいんですが、あなたは日経クロスメディアと実際に相談したり話し合ったりしていたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 私自身がしていたわけではありませんでしたと言った方がいいのかどうか分かりませんが、要は、私の事務所と政務官室とが話し合っていたという状況以上のことではないと思います。

○足立信也君 事務所と政務官室という名前が出てきましたね。政務官室として日経クロスメディアとこの件についていろいろ打合せをしたという

事実があるんですか。

○政府参考人(生田正之君) 取材の日まではございませんでした。それ以降は日経クロスメディアの方とお話しするという機会があったと思います。済みません、詳細は承知しておりません、今の段階では。済みません。

○足立信也君 一切会っていないんですよ、資料五にもそう書いてある。一切会っていないのに、その企画だというふうに言い張ってきたんですよ。これ、うそなんですよ。アウト三つ目なんですよ。普通スリーアウトになったらチェンジするんですよ。今日もうこれだけでも完全なうそ、アウト三つですよ。

先ほど大臣規範のことを生田さんおっしゃいましたけど、私はさっきから何度も言っていますように、供応接待とか職務に関連して贈物とか便宜供与、これは例示ですよ、等であって、国民の疑惑を招くような行為をしてはならないということが規範なんですよ。

これは、まあ自民党、公明党の方々がどうか、でも、内々感触は私、得ていますけど、ほとんどの方というか、疑惑を持っていますよ。ここでそうなら、国民の大半が思っていますよ。これで規範に抵触しないと言い切れるんですか、大臣。

○国務大臣(田村憲久君) 私は確認をさせていたいただきましたが、大臣規範等には抵触しないということでございます。金品の授受がないということでもございまして、これをもってして丸川政務官が何らかの利益供与を受けたということでもございませんで、そういう意味で、これは大臣規範等には抵触しないというふうに判断いたしております。

○足立信也君 いや、これはパーティー券の問題、献金の問題等々、あるいは今までの大臣の活動、今まではやっぱり具体的な記事があるから丸川政務官のことに限定してやっていますけど、これは大臣規範に触れない、違反しないということ、これを堂々と言われると、これは大臣どうなのかなという、そちらの方に私は更に進むような気がし

ます。

読ませていただきます。

関係業者との接触等、倫理の保持に万全を期するため、関係業者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈物や便宜供与を受けること等であって国民の疑惑を招くような行為をしてはならないということなんです。接触に当たってですよ。

これは私は、この接触に当たること、自分が所掌、所管している労働・雇用分野で、派遣業界の一ヒューマントラスト社の社長に会い、ちようちん記事を書かされ、その下にその社一社の宣伝広告を載せられ、こういう関係が国民に全員に、多くの国民に伝わって、皆さんが疑惑を持っています。これで規範に接しなかったら何なんですか。こんなことをやった、私は過去にいないと思いますよ。

時間ですのうと石橋議員にお任せします。時間が戻るのは、もう今日だけでもスリーアウトですよ。もうチェンジしかありません。大臣の決断がないと、しかも、三十日以内と言ったまだ出す気配がないところを見ると、審議は難しいですよ、これ以降の。そのことを申し上げて、そしてまた、委員会としても何らかの決議をしないといけないと思いますよ。そのことを申し上げて、私の質問を終わります。

○石橋通宏君 民主党の石橋通宏です。足立委員に続きまして質問させていただきます。

引き続きこの丸川政務官の出演問題についてやらせていただきたいと思っておりますが、今ある足立委員から御指摘がございました。お手元に資料が今回ついていると思えますけれども、最初の方に、資料の四で一つこれまでの具体的な例を出させていたと思いますが、これ後ほど触れさせていただきますが、資料の五にこれまでの経過を、私の方で丸川政務官のこれまでの答弁、厚生労働省からの答弁を含めて経過をまとめさせていただいてあります。この過去の答弁を見ていただければ、

今足立委員から御指摘があった、もうスリーストライクだろうというのがはつきりお分かりをいただけるというふうに思いますが、これも使いながら質問を進めさせていただきたいと思えます。

まず、今足立委員からも触れいただきましたいわゆるこの企画書なるもの、前回の委員会では私の方から資料請求をさせていただきまして、今、足立委員から行政文書としての要求もさせていただいて、ようやくこの企画書なるものが出てまいりました。もっと早く出していただければ、なという思いでいっぱいありますけれども、実は私、この企画書、最初に見せていただいたときに、これが本当の企画書なのかと、これは到底本当の企画書には見えない、私もメモか何かかなと思うぐらい、これが天下の日経新聞の全面広告の、二千万も掛かる広告の企画書なのかということと愕然としたわけです。

いや、おかしいなと思いついて、今日、実は、一つの資料として皆さんにお示しをしようと思いついて、これは丸川さんがこれまでも答弁の中でさんざん引用されていたけれども、元国交大臣の前田先生に、事務所に御協力をいただきまして、過去に、例えば資料の四です、日経のクロスメディアが同種の特集をされたときに、取材の要請ということで、まさに日経の取材の要請ということで用意をされたものを資料としていただきまして、お示しをしております。

これ、よくこの資料四を御覧いただければお分かりだと思いますけれども、これは日経クロスメディア営業局から、あて先は国交大臣になっておりますけれども、これはそもそも国交省に電話で最初に取材の依頼があった、広報部ですね、国交省の広報部に、そして、国交省の広報部に電話で依頼があった、すぐ日経の担当者が国交省にやってきてこの文書を直接渡されたということだそうなんです。二〇一一年の十月に電話があった、十月十四日にこの企画書を直接日経の担当者が持ってきて内容についてきちんと説明され、話し合いが持たれたということになっております。体裁を見てい

ただければ、そのそもその趣旨、内容、それからスケジュール、後ろの方には質問の内容等々についてしっかりと、はっきりと明記をされております。せめてこういうのが新聞社のちゃんとした要請企画書なるものなんだろうというふうにも理解をするわけです。

しかるに、このいわゆる企画書として提出をされたものを見ると、到底これは、新聞社の企画書としてはこれはもうあり得ないのではないかなというふうに受け止めさせていただきましたが、今足立委員から最後の点で、資料で、日経側の説明ということで、いや、これは企画書ではないと。あくまで日経側が進行用のメモとして作成をして、一月八日に、もうしようがない、待っても出てこないから送ったものだということで、ああ、やつぱりなという思いが強くなりました。

そこで、丸川さん、確認をさせていただきますが、これは、いわゆる今回の広告に出演するに当たって丸川さんが内容について得られた唯一の、唯一のいわゆる企画書ですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、私がいただいた紙はこれが唯一です。

○石橋通宏君 十一月十三日にヒューマントラスト社から、阪本社長から口頭であつたと。そのときになぜ企画書を要求しなかったんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 特に受ける受けないということも深く考えておりませんでしたので、とにかく紙でまず下さいということをお願いして、ところがその翌日に選挙になりましたので、そのままになっておりました。

○石橋通宏君 そのときに、紙で下さいと要求されたんです。

○大臣政務官(丸川珠代君) 私が直接社長に言ったというよりは、私が事務所の秘書に言つてその後どうしたかについて、申し訳ない、確認をしていないんですが、少なくともうちの秘書にはそれは紙でもらつてねということ言つて、そのままになっていました。

○石橋通宏君 にもかかわらず日経クロスメディア

アの取材だというふうに判断された。そこは整合性がないと思いますが、それはどういうことですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 日経クロスメディアの企画ですということで阪本社長がいらっしゃったので、別に紙をどこにもらうということまで私そのとき申し上げたことではございませんので、どういう企画の内容かについてのちゃんとした書面をもらつて下さいということをうちの秘書に言つたということにすぎません。

○石橋通宏君 つまりその時点で、政務官の発言をそのまま取れば、要求はした、しかし紙は送られてこなかったと。紙が送られてこなかったままに、阪本社長が口頭で言われた、これは日経の取材ですということを通じてそのままになっていたということではないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、さようでございます。

選挙が終りました後に大臣政務官になりましたので、これは私は組織の人間になりましたので、今度は組織に御判断をいただくべきと思つたので、改めてその書面というものを要求したというふうに聞いております。

○石橋通宏君 今言われましたね、改めて書面で要求した。書面で要求したのが、いつ誰に対してやりましたか。

答えられないんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 就任をしたのが十二月の二十七日で、就任後に会館の秘書から、これはどこに言えはいいかという形で聞いたと思つています。

○石橋通宏君 済みません、いつですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 済みません、正確に記憶をしておりますが、昨年末、就任後だと思つています。

○石橋通宏君 それは、事務所からヒューマンラスト社に対して要求したんですね。

○大臣政務官(丸川珠代君) ヒューマンラスト社の方から問合せもあったのでというふう

に済みません、ちよつと不確かですけども、問合せもあったのという話だったように記憶をしておりますが、とにかく連絡先を今ヒュー社しか知らなかったの、うちの事務所の秘書が、(発言する者あり)ヒューマンラスト社ですか、いや、済みません、短縮するときによく書類にそうやって書かれてくるので今そう申し上げたんですけれども。(発言する者あり)残念ながら、私、全く深い御縁がございませんのでよく分かりませんが、とにかくその書類をいただきたいということをお願いをしたというふう

に秘書から聞いています、企画をいただきたいと。

○石橋通宏君 確認しますが、ということは、今言われた年末に丸川政務官の事務所からヒュー社に対して、いや、ヒューマンラスト社に対して要求したんですね。日経クロスメディアと信じていた、日経クロスメディアに本来であれば問い合わせ、どうなっているんですかという、本当はそうだと思いますが、ヒューマンラスト社に対して事務所から言つたんですね、年末に。ちゃんと確認してください。

○大臣政務官(丸川珠代君) じゃ、ちよつと止まっておりますが、確認します。

○委員長(武内則男君) 速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(武内則男君) 速記を起こしてください。

○大臣政務官(丸川珠代君) ありがとうございます。

二十七日に就任をして、二十八日だというふう

に記憶をしておりますが、済みません、もし記憶が不確かだったら大変申し訳ないのですけれども、そこでどういう中身なんですかということ

だから、事務所からヒューマンラスト社に対して、じゃ十二月二十八日に企画書下さいという連絡が入つたんですね。

○大臣政務官(丸川珠代君) うちの事務所に連絡が入つたのがじゃなくて、うちの事務所から連絡を入れたということになります。それが二十七日か二十八日か分かりませんが、多分二十八日だったのではないかとこのように記憶をしております。

○石橋通宏君 そこが分からないわけですよ。丸川さん、日経クロスメディアの企画だ企画だとずつとおっしゃっている。答弁あるわけですよ。この時点で中身を知りたいと、なぜ日経クロスメディアに問い合わせずに、やつぱりヒューマンラスト、ヒュー社に行くわけですか。そこをちよつと説明してください。

○大臣政務官(丸川珠代君) まず、ヒューマンラスト社の社長が最初に口頭でその申入れをしてきてから後、一切接触がなく、全くその企画のことについては、ほっぽつておいたと言つてと変ですけれども、全く記憶の外にあって、その後どういう、その残つていた残務を確認する過程の中でなのか、とにかく改めて確認をするということ

で、とにかく政務官に就任したら組織の確認を受けなければいけないということもあるもので、まずそういう話があるということはお話をしてくださいます。その上で、私は組織の人間になりましたので、組織としてどう判断するかをきちんと役所に判断してもらわなければなりませんということ、そこで初めて、じゃ、この話ということ

をどうするかということを考えるということになって、で、紙をもらつたと、下さいということ

を言つたというふう

に理解をしております。

○石橋通宏君 説明が全く理解不能ですが。一つ確認しますね、丸川さん。十二月二十七日に政務官に就任されましたね。私はよく分からないんですが、私の同僚の皆さんはよく分か

の担当の方にこういう日程が入っていますというふうに、そう伝える形をやるんだそうです。

十二月二十七日にそれやられたときに、一月十一日の予定について、これ日経の取材ですよ、ね、が既に入っていたと聞いていますが、事実ですか。

○政府参考人(生田正之君) 恐縮でございます、政務官室で日程表を受け取ったという件でございますので私の方からお答えさせていただきますが、丸川政務官就任の十二月二十七日の日に丸川事務所の方から日程管理表をいただいております。その中にはヒューマンラスト取材というふうに書いてございまして、ヒューマンラスト社との対談の予定については記載されておりましたけれども、その時点で仮のものだというふうに私も理解しておりました。対談の内容が不明であつたために内容の確認をする必要があるというふうに考えてございました。

○石橋通宏君 今聞いていただきましたよね。これ、大変な説明ですよ。

十二月二十七日の時点で既に丸川事務所の日程、政務官室に行った日程の中に、一月十一日、まあこれ二時だったと聞いておりますが、ヒューマンラスト取材と書いてあつたと。ヒューマンラスト取材ですよ、丸川さん。十二月二十七日ですよ。これ、これまでの説明と全く違うじゃないですか。どういうことですか。説明してください。

○大臣政務官(丸川珠代君) 便宜上、そう書いただけのことだというふうに理解しております。

○石橋通宏君 これ、全く、便宜上。ヒューマンラスト取材ですよ。あなた、これまで、この委員会の場で、予算委員会でも何と云ってききましたか。日経取材ですよ、ずっと言い張ってきたでしょう。それを何でヒューマンラスト取材と書いてあるわけですか。

全く理解できません。もう一回お願いします。○大臣政務官(丸川珠代君) 申し訳ありませんが、私が書いたわけではなくて、秘書が書いたと

きに、恐らく、対談をする相手がどういう人かというところが分からなければ対談の中身について思い浮かばないとか、何かそんなことを考えたんじゃないかと想像しますが、私はこれは日経新聞の取材だというふうに理解しておりますし、今もそうだと思うというところは確実にそうでございます。

○石橋通宏君 いや、それは余りに無責任だし、理解不能です。

日経の取材だというふうにずっと国会で答弁されてきた。しかし、あなたの日程にはしっかりとヒューマンラスト取材と書いてある。にもかかわらず、日経の取材でした。これは説明にならないですよ。しかも、厚労省はそれをヒューマンラスト取材というふうに取ったわけですよ。それで、このヒューマンラスト取材というのは何だろうと。そのときに、丸川さんはどういう説明をされたんですか。これは日経の取材ですよというふうに説明されたんですか。

○政府参考人(生田正之君) 済みません、当時の状況でございすけれども、丸川政務官の事務所の方から日経新聞の取材があるということは口頭では聞いてございます。

○石橋通宏君 口頭で日経の取材と聞いたんですね。

○政府参考人(生田正之君) あの当時、そういうやり取りがあつたようでございます。

○石橋通宏君 では、厚労省側から日経になぜ確認しなかったんですか。

○政府参考人(生田正之君) 済みません、日程をいただいた段階で具体的な内容が明らかではなかったで、具体的な内容については今後確認していくというのが当時の環境でございまして、企画書を受けた段階でその企画書に従って取材を受けるというふうになったという経緯でございます。

○石橋通宏君 いや、これは先ほど足立委員も指摘されましたけれども、これは厚労省の問題、すごく大きいですね。

もし本当に、丸川さんから、いや、これヒューマン取材と書いてあるけれども、これは日経の取材なんですと、日経の話なんですというのがきちんとその十二月二十七日の時点で引継ぎをされたのが本当であるとすれば、その上で、厚労省側から、これ何だと思われたわけでしょう、中身知らない駄目だと思われたわけでしょう。思われたにもかかわらず、厚労省側から日経にも一切確認をせず、送られてきたこの企画書で、これが日経の取材の企画書だと信じられたわけですか。

○政府参考人(生田正之君) 済みません、いただいたものがこの企画書でございまして、この企画書の内容をそのまま信じてしまったということでございます。

○石橋通宏君 この企画書を見られて、これが日経の取材だというふうに思われたんですか。

○政府参考人(生田正之君) 済みません、恐縮でございますが、企画書のタイトルが、日経新聞社クロスメディア営業局というのが発信元になっているものですから、あくまで日経新聞社の取材だというふうに、少なくともそう思ったということでございます。

○石橋通宏君 厚労省、過去に日経クロスメディアから取材要求されたことはありますか。

○政府参考人(生田正之君) 具体的に資料を使って説明するのは難しいわけですが、受けたことがあると思います、恐らく。

○石橋通宏君 過去にも同様のものがあつて、それと照らし合わせても全くおかしいところがあったのでそう思ったということなんでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) 過去の事例と照らし合わせたという作業はまだやっておりません。恐縮でございます。

○石橋通宏君 これ、だから先ほど言いましたように、厚労省としての危機管理も含めてですけれども、改めてこの企画書を読んでいただければ、もう先ほど足立委員が指摘をされたので繰り返しませんけれども、これを見ていただければ、純広五段というところはつきりしています。

内容は、丸川さん、そして厚労省の皆さん、これ内容を見て、これ見て何にも厚労省も思わないわけですか。これ、よく読んでくださいよ。非正規労働者の雇用環境の現状について、よくよくこれを読んで、日本語読解力のある方なら、これ、非正規雇用というものを促進、推進する内容ですよ、これ。奨励する内容です。(2)改正派遣法、これは改正派遣法を否定、批判する内容です。これもオーケーを出したということですね。

これは明らかに、厚生労働省、これを見て判断されたときに、これはちよつと、十月一日に改正派遣法、施行されたばかりだと。これまでも議論して、労働者、非正規の在り方、方向性、そういうものを議論している中で、この内容で問題ないと思われたわけですか。

○政府参考人(宮川晃君) 当時これを拝見させていただいたときに、(1)のところに御参考と書いてあるように、こういうような形のものを様々な恐らく対談をされるんであろうと、そのための、私どもの方に、事務方の方にも必要な資料等を出すようにという形で指示もございましたので、あくまでもこれは日本経済新聞の方が参考として書かれたもの、あくまでも日本経済新聞のお考えというふうに理解したところでございます。

○石橋通宏君 生田審議官、前回、私が、なぜじゃ政務三役規範に違反しないのか、どういう基準で判断されたのかと、三点言われました。三点です。これ、三点、セットの話ですよ。先ほど大臣が、まあ金もらつてないからいいじゃないかという、これ、僕はすごく問題発言だと思いますが、三点、生田さんは言われています。

いいですか。繰り返しますから。資料の五の二ページ目の一番上にお付けしております。一番、日経クロスメディアによる対談企画である、二番、ヒューマンラスト社が人材派遣協会理事を務めている企業云々、で、三番。これ、三点セットの話ですよ。

とすると、そもそも、この一点目、日経クロスメディアによる対談企画、これもう完全に破綻し

ているじゃないですか。どうこの間の経過見て

も、厚生労働省、十二月二十七日の時点で九川議員側からはヒューマンラストの取材であるという日程の連絡を受けていると、ヒューマンラストです。その後、この企画書が送られてきた。中身も大変ずさんな進行表のようなものである。そして中身を見れば、純広五段と書いてある。仮にこの純広五段の意味が、先ほどから分らなかったと言いますが、そもその経緯を考えて、ヒューマンラスト取材であるという連絡を受けて、これは中身が分からない、おかしい、調べてみなさいかぬという意識がその時点であったわけでしょう。あつてこの企画書が来ているわけだから、当然このところにも注意を細心払って、これが何を意味するのかということを調べるべきでしょう。

ということ、前回、生田さん、一、二、三言われたところはこれ理由として完全に成り立たないです。本当にこの三点セットの理由で、一月九日に判断されたときに、一、二、三、この基準で問題ないという判断で厚生労働省として九川さんに政務三役規範違反問題なしというお墨付きを与えたんですか。

○政府参考人(生田正之君) お答えいたします。

まず、大臣政務官規範との関係で言いますと、先ほど足立委員から読んでいただきましたとおり、内容でございまして、これにつきましては決めた打ちで、政務官は報酬、供応接待を受けてはならず、広告に出ること自体も供応接待には当たらないというふうな解釈が政府部内ではなされておりますので、ですから、広告に出ること自体が大臣政務官規範に違反するとは私ども元々思っておりませんでしたけれども、これに、取材を受けていただくときの判断といたしまして、今委員御指摘のような日経クロスメディアによる対談企画ということと、それから対談相手のヒューマンラスト社というのが派遣協会の理事を務めておられる、そういう企業であるということをももも全体として受けるときの判断基準としては考慮した

ということでございます。

その上で、この日経クロスメディアによる対談企画につきましては、この対談企画骨子のペーパーを純粋に見まして、確かに当時の環境として記事広だとかあるいは純広という辺りについて十分精査しなくて、あるいは確認していないことについては本場に申し訳ないと思っておりますけれども、クロスメディア営業局の方から発信元として出されているものだということもございましたので、日経新聞の対談企画であるというふうな意識で当時ございまして、結果としてどういうふうな評価を受けるか分かりませんが、当時はそういう考え方でございました。

○石橋通宏君 いや、大変残念な話ですが、結局そういう判断をされた、問題あったというふうに今審議官も答弁されました。

先ほど足立委員が指摘されたところで一点確認をしたいんですが、前回、生田さん、政務官秘書官室でその判断を行ったというふうな答弁をされて、先ほど足立委員の質問にもそのことを繰り返してをされていきます。

私は、てっきり政務官室で協議があつて、つまり複数の方々がその協議に参加をされて、しっかりと厚生労働省としてのこの政務三役規範に違反をしない旨、今の一、二、三という判断があつてこれをお示しをいただいたものだというふうな思っておりまして、どうもその後、レクの中等々でお話を聞いていたところ、この協議にかかわった、つまり最高責任者はどなたですかということを確認させていただこうと思つたんですが、どうも名前が出てこない。なぜかと思つたら、最終的には秘書官の方が、秘書官が判断されたということだったというふうな聞いておりますが、その確認をさせていただきます。

これは、最終判断をされたのは政務官室と言われているんですが、これはいわゆる秘書官以外のより責任の重たい、高いレベルの方が最終的にかわつて判断を下されたんでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) この大臣政務官規範

に抵触するかどうかなどにつきましての判断につきましてはは政務官室で判断してございまして、議論も政務官室のメンバーで議論したということでございます。最終責任者は政務大臣秘書官でございます。

○石橋通宏君 政務官の人たちでやつたと、最終の判断権者は秘書官だったということよろしいんですね。

○政府参考人(生田正之君) 恐縮でございますけれども、対談の内容のチェックにつきましては職業安定局が関与しておりまして、宮川部長まで見ておるわけですから、あるいは取材を受けるかどうかというふうな判断につきましては安定局で所掌していただかないという整理になってございまして、大臣政務官室で判断したということでございます。

○石橋通宏君 私も厚生労働省のプロトコルがよく分からないんですけれども、驚きです、正直言つて。

そもそも、先ほど来繰り返しておりますけれども、十二月二十七日の引継ぎのときに、ヒューマンラスト社、これ厚生労働省の人から見ればヒューマンラストと出てくれば、九川政務官の所掌の派遣事業者であるということはまああさぐお分かりになる。その九川政務官の所掌である、これはおかしいぞと、中身ちゃんと確認しないといけないというふうな思われたわけでしょう、先ほど言われたように。そして、何と一月十一日にもう取材予定は組まれていたわけですよ、最初から入っていたわけですよ。九日に最終判断しましたといつて、十一日にもう取材なんておかしいなと思つていたら、もうとくに決まっていたわけですよ。ヒューマンラストの阪本社長との間で、お二方の当事者の間で既に決まっていたわけですよ。日経云々は蚊帳の外というのは先ほど説明があつたとおりです。両者間で、九川さんと阪本社長との間で日程まで決まつてヒューマンラスト取材ということになっていたわけですよ、十

二月二十七日の時点で。

その上で、厚生労働省として、これ中身は確認しないとなつてようやく届いたのが八日で、それがこれで、九日に決定をするわけですが、それが秘書官室の中だけで、秘書官が責任持つてやられたと。この危機管理なんてあり得るのかと。これだけ大きな問題に今なっているじゃないですか。何でもつとまちゃんとして省内で政務三役規範違反、どうか、触れるか、グレーか、判断がなかったのかということについて、これは大きな問題だと思ひますが、これ大臣、どうですか、急に振りますけれども。

○国務大臣(田村憲久君) いずれにいたしまして、先ほど来申し上げておりますとおり、大臣等規範には違反してはいないと思うわけでありますが、委員会の運営に大変御迷惑が掛かつておるといふことは今ほど来各委員からお話があつたとおりであります。

我が省はこの委員会に法案をお願いいたしております立場でございまして、そのような形で運営に御迷惑をお掛けをいたしましたことに対しては申し訳なく思つております。

○石橋通宏君 大臣、それ先ほどの答弁を繰り返されただけですけれども、この件について、厚生労働省のプロトコルとして、危機管理含めて、これに対しておかしいと思わないんですか、大臣。

○国務大臣(田村憲久君) 今ほど来のお話をお聞きをいたしております、幾つかの点で事実関係をちゃんと確認していきなかつたところ、それは、それは確認すべきだったところもあるだろうというふうな思ひますが、ただ一方で、書類として来ているのが確かに日経クロスメディア発の書類というものがあつたわけでありまして、それを普通に見て疑いを掛けなければ、それはそのような形の文書での企画であらうというふうな思ふであらうと。ただ、結果的に今、日経クロスメディアから自分のところが企画をしたものではないというふうな文言が来たということにしましては、やはり何らかの、これはそこでの意思の疎通ができ

ていなかったということでございまして、厚生労働省としてそれを見抜けなかったということにしましては大変残念に思います。

○石橋通宏君 今日、足立委員、そして先ほどの私の質疑のやり取りでこれまでの丸川さんの国会答弁、これは本当に虚偽答弁ですね、整合性が付かない、フォーストライクです。スリーストライクでアウトなんだろうけれども、フォーストライクです。

丸川さん、是非ここで聞きたいんですけども、結局、丸川さんはこの広告、何で出演を受けたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 企画書の内容は一月になってから拝見をしたわけでございますが、当初口頭でお話をお伺いしていたときは、まず、女性の力を活用するというようなテーマで対話したいということでおいでになったと。それで企画書が来たので、今度は企画書を見たときには既に私はもう組織の人間で、先に組織の方にきちんと御判断をいただいて、これは組織の方で可ということになったので受けたということでございますが、これはあくまでも日経クロスメディアの企画だということを、私もこの企画書を見て、大変申し訳ないんですが、そのように思いまして、今ほどの委員会の御指摘を受けて、それはおかしい点があるなということを変更して自覚をさせていただいたところでございますが、こういう御質問をいただくことになったことについて私も非常に残念であると考えておりまして、以後、こうしたことが十分ないように気を付けてまいりたいと思っております。

○石橋通宏君 今言われたけれども、これ、女性のために受けたんですか。女性のために受けた、日本全国の女性のためにこの企画を受けたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 最初に話を聞いたときには、女性の活用というテーマで対話したいということでお話を聞いておりましたということとを申し上げただけでありまして、取材を受ける受

けないということの判断については、自分の所属する組織において可ということになったので受けたということでございます。

○石橋通宏君 いや、あらゆる取材って、目的があつて、それを受ける受けないの判断は、それによつて何を狙う、何を目的とするのか、何がメリットなのか、誰のメリットなのか、それを考えて、それを受けるか受けないかという判断を誰しもあるわけです。そして、その判断というのは、政治家である我々、そしてまた政務官に就任された丸川さん、我々もつと重たい判断を、我々の行動というのは、誰のためにそれをやるのか、誰のためになるのかということを含めて我々は判断することを求められている。そして、そのことが政務三役規範にしっかりと書いてある。より高い規範性を求められるという、この判断基準です。

あなた、全く曖昧じゃないですか。誰のためにこれを受けたのか、最終的に。女性のために。いやいやいや、これ見て問題ないから受けた。問題ないから受けたんじゃないでしよう。何のためにこの記事を最終的に受けたのか、しかも政務官になつてから。そのことをあなた全然説明していませんよ。誰のためにこれ受けたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 石橋議員、大変すばらしい御指摘をいただきました、ありがとうございます。

私、まさに個人としての判断というものを組織の判断と別になければいけないかつたのに、それができていなかったということについてはもう重々反省をしております、この点についてはもう足立委員にも申し上げたとおりでございますが、やはり個人としての判断がまずなければならなかつたというふうに思っております。

○石橋通宏君 もう聞いた口がふさがらないんです、さつき確認し忘れていましたので確認しておきますが、先ほど、十二月二十七日の引継ぎの時点で既に丸川事務所の予定表には入っていたわけですね、一月十一日の日程を。これ本当は取材を

受けたのはもう十一月十三日の時点でオーケー出したんじゃないんですか。いつ丸川事務所の日程表にこれを受けるといことが決まったんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 済みません、いつということに残念ながら私、承知をしていないんですが、うちの秘書から聞いたのは、十一日は仮予定で、空いている時間があるとしたらこしかなないが、まず受けるか受けないかということについての判断は、もう組織の人間であるので、組織でまず判断がありますということだけが入っております。

○石橋通宏君 それ説明おかしいですね。二十七日の引継ぎの時点で丸川事務所の予定に入つていたんですから。組織の人間、関係ないじゃないですか。もう既に丸川議員としての予定表に、事務所の日程表に入つていたわけでしょう。ヒューマントラスト取材と。今全然答弁違うじゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) ですから、これは仮の予定で、受けるとも受けないとも判断したものではありませんで、時間が空くとしたらどこに何が空くかということで便宜上入れたものだけでありまして、大変申し訳ありませんが、これは私たちの事務所の中では空いている時間というものが何に使えるのかということで、単純に枠取りするぐらいのことで、受ける受けないというのは、全くもって私自身がきちんと別途判断をするという仕組みにしております。

○石橋通宏君 全くあの説明おかしいですよ。丸川さん、後からこじつけこじつけでやろうとするからあつち行つたりこち行つたりするんですよ。十二月二十七日にあなたが政務官になるまで、それはあなた政治家個人として日程表に入れたんだから、あなた個人の判断でしょう。組織どうのこの関係ないです。そのときに既にあなたの日程表に入つていたわけだから、それは議員個人の責任としてヒューマントラスト社に対してイエスと言つていたわけでしょう。だからこそ日程

表に入つていたわけで、結果的に二十七日以降、政務官に指名されたからそれが引き継がれただけの話で、それ以前にもう既に入つていたのはあなた自身の責任でヒューマントラスト社にオーケーしていたことではないでしょうか。

○大臣政務官(丸川珠代君) してありません。

○石橋通宏君 時間が来ましたので私はこれで終わりますが、またこの後、引き続きの質疑で、この点、とんでもない話だと、全くとんでもない答弁ですが、先ほど足立委員も言われたように、政治は結果責任、丸川さん、あなたがつつと、政治は結果責任だと言いつつ続けた。今回、改めてヒューマントラスト社の独自の企画であつた、これは明らかですね。そしてまた、「猫の手」貸します。」というあの侮蔑的な表現とともに全面十五段ぶち抜きであなたの広告が出た。そして、これはヒューマントラスト社の個社の企画であつたわけだから、あなたはヒューマントラスト社の個社の営業に手を貸したと、これは事実なわけ

です。

政治は結果責任ですね。じゃ、この事実をあなたはどう受け止めて、あなたがどうこれら対処するのか、その点をしっかりと考えて、是非この委員会中に更なる質疑をお願いしたいと思つて、私の質疑を終わります。

以上です。

○行田邦子君 みんなの党、行田邦子です。

まず最初に、質問が重複することもあるうかと思ひますけれども、お許しいただきたいと思ひます。

まず、丸川政務官に伺いたいと思ひます。

この二月二十五日に掲載された企画、広告企画ですけれども、最初にこうした企画の申入れがあつたのは誰から誰に対してでしょうか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 私の認識している限りでは、十一月十三日に阪本社長が私にお話をされたという時点だというふうに理解しております。

○行田邦子君 阪本社長から丸川大臣政務官に直

接お話があったと今答弁された、間違いないですね。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、間違いありません。

○行田邦子君 事務所の方に対してじゃなくて、直接ということですよね。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、さようでございます。

○行田邦子君 そのときに、阪本社長からはどういう企画だと説明を直接受けたのか、もう一度お願いします。

○大臣政務官(丸川珠代君) 日経で対談の記事に出ることになったので、女性の力を生かすということで、女性で仕事をしている人で対談を組みたいので、ひいては私が対談相手を選んでいいということであるので、私が是非出ていただきたいと思っているのが丸川であるので、是非お願いしたいという趣旨でありました。

○行田邦子君 日経の対談記事ということで依頼を受けたということでもありますよね。

○大臣政務官(丸川珠代君) さようでございます。

○行田邦子君 ところが、これは実際、日経の対談記事ではなかったわけでありまして。これはもう明らかに広告だということは分かったわけでありまして、そうすると、丸川政務官は阪本社長にだまされたんじゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 結果的にヒューマントラスト社の広告として一体と出されているということについては、非常に極めて遺憾であるというふうに思っております。

○行田邦子君 広告と一体となつてではなくて、丸川政務官が出たその十段の記事風広告、これはもう明らかに広告ですので、丸川政務官は広告に出演をしたわけでありまして。これはもう明らかであります。ところが、最初にその依頼があったのは、阪本社長から丸川大臣政務官に対して直接、日経の対談記事であると、そして対談相手は自分が選んでいいと日経に言われたというふうな説明を受けたわけでありまして。というこ

とは、やはりこれは阪本社長はそをおっしゃっているわけですよね、ということになります。ですから、丸川大臣政務官はだまされたんじゃないんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) そのときにまずそうやっておっしゃった後で、記事ではないという意味で言うならば、確かに記事広告だというのは、あのグラを見たときにそういうことかと。でも、これが、この前行田委員にも御説明申し上げたんですが、これ私の認識では、日経のというと言葉の説明が難しいんですけども、日経自身の紙面であるけれどもいわゆる記事広告と言ふべきなのかどうか、いわゆる報道記事の部分ではない部分だけれども日経の持分であるというような理解で私はおりました。

○行田邦子君 ちょっと意味が分からないので、もう一回分かるようにお願いします。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変説明が難しくして申し訳ないんですが、後にグラが上がってきたて広告と書いてあったので、あつ、この対談記事というの、つまりいわゆる地の文というんですかね、報道の部分の地の文ではなくて、日経が自分で枠取りをしてそこに意見広告として出すものであるというふうな意味での記事広告だということに理解をしておりました。

グラは恐らくもう間もなく御覧をいただけるようになるんだらうというふうな理解をしているんですけども、聞くところによると。そのグラ見ていただけると分かるんですけども、広告と書いてあつて、その下が何になるかということとは全く当日まで分かりませんでした。

ほかのケース、過去のケースも全部確認をさせていたんだんですが、大変申し訳ないんですが、その下の広告というものは、どのケースにおいてもどの社が来るかということとは基本的には掲載されるまで分からないということでございます。

○行田邦子君 今、下の五段の広告のことも御説

明されましたけれども、まず上の十段の記事広について伺いたいと思いますけれども、今、丸川大臣政務官はこの十段の記事広について日経の意見広告のようなものだと思つたとおっしゃっていますが、本当にそうなんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 日経自身の枠というふうな、日経が企画しているので日経自身の枠だということに理解をしておりました。

○行田邦子君 ただ、グラを見たら、恐らく左下に広告と入つてあつた。それでもなおこれは日経の意見広告だと理解したんでしょうか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ありません。これが恐らく、まあ私、電波の媒体にいて、紙の媒体のことをよく分かっていなかったというのが非常に申し訳ないところなんですけれども、通常広告というのはスポンサー名が入つて作られるものであるというふうな認識がありましたので、広告とだけ書かれていたということは、これはまさにその媒体自身の広告だということに理解をしておりました。

○行田邦子君 申し訳ないですけども、一般常識に欠けていると思います。紙媒体であろうと電波媒体であろうと、丸川大臣政務官は電波媒体に勤めていらつしたと、そういうことは関係ないと思います。新聞を日常的に読んでいる方であれば、左下に広告と書いてあれば、これは企業の広告だと普通は理解します。ふだん新聞を読んでいる人じゃないかというふうな思つてしまうような答弁だと思います。

ここまた戻つてくるかもしれませんが、ちよつと次の質問に移りたいと思います。それでは、丸川大臣政務官は、これはヒューマントラスト社の広告であるという認識はなかったわけですよね。もう一度確認いたします。

○大臣政務官(丸川珠代君) 取材をお受けしたときは、ヒューマントラスト社の広告であるという認識はございませんでした。

○行田邦子君 それでは、なぜ一番最初にこの企画の申入れがあったのが一私企業の社長である阪

本社長から直接来たのか、なぜ疑問に思わなかったのか不思議なんですけれども、一私企業であるヒューマントラスト社の阪本社長から直接申入れがあるものが、なぜ日経の記事あるいは日経の意見広告というふうな理解したのか、そこが理解できないので、分かるように説明していただけますか。

○大臣政務官(丸川珠代君) とにかくその前に御挨拶に来たというので、ずっと言つてこられていたというふうな後で聞いたんですが、私の印象としては、まあ何かのレクの間だったかなという記憶はあるんですけども、おいでになつて、それで御挨拶をして、そのときに企画があつてこういうテーマでやりたいんですということでお話しになつて帰られたと。私は、その後、先ほど御答弁申し上げましたように、これだけでは話の中心がよく分からないので、きちんと紙をもらつてくださいなということで秘書さんに投げて、翌日解散になりました。それから、そのまま私の中では全くほったらかしになつていたわけでありまして、その後、恐らく、選挙が終わつて、その間止まつていたものを残務処理する中で、こういうふうなおいでになつた話があつたということで、多分うちの事務所の方で、一応それは処理するべきものの中の一つということで残つていたんだと思います。

私自身は、突然政務官になつて、改めてうちの事務所の方で抱えている課題について、政務官だった何が引つかかるかということについてチェックをしてくださいということもきちんとやりました。その中で、こういう取材がありますという話があつたので、もちろんその時点ではまだ紙も何もない状態です、そのまじううちの事務所から政務官室に話をした。先ほど申し上げた、それもまだ口頭であつた……

○委員長(武内則男君) 政務官、答弁は的確にお願いいたします。

○大臣政務官(丸川珠代君) 丁寧に説明をさせていただきますので、申し訳ございません。

(発言する者あり)

○委員長(武内則男君) 質問の中身、流れてしまいましたが。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大丈夫です。

○委員長(武内則男君) 大丈夫ですか。じゃ、続けてください。的確にお答えください。

○大臣政務官(丸川珠代君) で、最初に来られたのがヒューマントラストの社長さんでした。その後、全く間が空いていて頭の中から消えていたと。その後、政務官になって引つかるものという方にチェックをしてきたところ、そういう残務として残っているものが出てきたと。最初に来たのが阪本さんだったので、恐らくうちの事務所がもう一度、最初に来た人に対して、これはどういう中身なんだろうかと、どこに問合せすればいいんだろうかという形で聞いた結果、書類が阪本さんから来たということなんじゃないかというふうに理解しています。

○行田邦子君 それでは、この企画の詳細を知りたいということで、丸川大臣政務官は御自身の事務所の秘書さんに企画の詳細を求めたわけですね。それで、事務所の秘書さんはヒューマントラスト社に企画の詳細を教えてくださいという問合せをしたわけですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 多分、最初に来られた、話に来られたのが阪本さんだったので、そのヒューマントラスト社の社長にまず話をしたという以上の何物でもなくて、その後が、どこへ問合せをすればいいのかわからないというのかどうかという、詳しくどういうふうに聞いたかということまではちょっと私には不確かですが、分らないんですが、内容を教えてください、どういうことなんだろうかとということ、それが、とにかく紙で下さいということが多分お願いしたんだと思います。

○行田邦子君 それで出てきたのが、この一月八日の日経のクロスメディア営業局からヒューマントラスト社あての企画書が転送されてきたということでしょうか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 実際にはメールで来ましたけれども、この内容が届きました。

○行田邦子君 それでは、一月八日以前にはこういった書面での企画の詳細を説明するものは丸川大臣政務官の事務所に来ていなかったということですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、ありませんでした。

○行田邦子君 それでは、この取材を受ける、インタビュ企画を受けるということを取扱って決めていたのはいつですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ないんですが、私自身はこれを仮で入れたということすら全く認識をしておらず、恐らく事務所が残務処理をする中で、単純に機械的にここが枠があるというふうに入れたということだと思っておりますが、私自身は、大変申し訳ないんですが、いつそのうしたのかも実は認識をしておらず。申し訳ありません。

○行田邦子君 よその事務所のことは余り言いたくはないですが、口頭で、あるいは電話などで丸川大臣政務官に対してヒューマントラスト社の社長から直接、こういう企画がありますけれども、やられますかという、あくまでも口頭で話があった、それが十一月ということですね。その後、この企画を受けるかどうかを判断するに当たって、書面で詳細を下さいというふうに入川大臣政務官は秘書さんを通してヒューマントラスト社に言ったと。ところが、書面は一向に出てこなかったと。出てきたのは一月八日である。にもかかわらず、その書面が出る前に口頭で聞いた企画だけでなぜ丸川大臣政務官の秘書さん、事務所はこの対談に乗ろうと、仮でも日程を押さえることができるんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 相手の日程云々ということではなくて、単純に、もう私自身にとって何かをするための時間というのはここにしか空いていませんよというふうなことで、提示をするときに仮というふうな書き方でうちの事務所は入

て、後に判断すると。というのは、国会が始まりますと全く何の予定も入らないということになりますので、その前にどこに枠が空いていてこのぐらゐの時間だと何ができますというふうなことで仮で入れていった上で、ここには行く行かない、これはやるやらないということは最終的に私が決めるという仕組みにしておりますので、それでそこに書いてあったんだというふうに理解をしております。

○行田邦子君 普通は、書面でも何にも案内が来ていないのに知れない企画に対して、議員本人の確認を得ずに仮であっても日程を入れるというのはいくら得ないと思うんですが、丸川大臣政務官の判断を仰がなかったんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) その予定以外にもほかの予定も多分入っていたんだと思いますが、つまり、ここが枠が空いていますというところで、やるやらないを決めていないことについても仮、仮ということを入れていたんだと思います。そのうちのひとつなんだと思いますが、少なくとも、私は、これをやるやらないについては自分で判断はしません、役所がまずどう判断するかが大前提ですということはいくつかの秘書にも言っていましたし、私は、その前の点に関しては、つまり就任する前のことに限っては、私は全く何の判断もしておりません。

○行田邦子君 本当ですか。本当ですか。今その答弁、うそはないわけですね。

○大臣政務官(丸川珠代君) していないものはしていないので、しております。

○行田邦子君 そうすると、確認ですけど、口頭で来たえたいの知れない企画案に対して、秘書さんは勝手に仮で日程を押さえたということですか。丸川大臣政務官の意思を確認せずに日程を押さえた。そして、その後、選挙の後に丸川大臣政務官、政務官になられたと。で、組織の人間になったので自分で判断すべきではないということ、後は厚労省に判断をしてもらったと。で、厚労省は一月の九日にこれを受けるべきだと

いう判断をしたということですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 就任の前には私はこの件については全く自分で判断をしておらずで、本当にこれ仮で、ここで何ができるかということだけを入れる仕組みになっているのでこうなっていたというふうなことになるんですが、それは事務所によって仕組みが違っているので御理解いただけないかもしれないんですが、少なくともそうなることはそうならないということですね。

○行田邦子君 少なくとも私は理解できませんし、今日この丸川大臣政務官の答弁をお聞きになつて委員の皆さんが理解をされるかどうかは分かりませんが、少なくとも私は理解はできません。

そこで、この企画を受ける受けないという判断は、今の丸川大臣政務官の答弁によると厚労省が決めた、判断をしたということですが、それではよろしいでしょうか、審議官。

○政府参考人(生田正之君) 何回かお答えしましたけれども、大臣政務官室で判断をいたしましたので、受けるということになったということでございます。

○行田邦子君 そうすると、一月のこれ八日の夜でしょうか、ヒューマントラスト社から丸川事務所に対談企画案が送られてきて、それがそのまま、政務官室の事務員が受け取って、政務官秘書官へ受け渡された、それが一月八日の夜のことで、そして翌日、大臣政務官室で検討して対談を受けることにしたというのが過去の答弁ですけれども、その判断をするに当たってこの対談企画案を御覧になっているかと思うんですが、これは一般常識的にいろいろな疑問が湧くわけがあります。

広告のことを知らない方でも、逆に知らないからいろいろな疑問が湧くような書面になっているわけでありまして、例えば、これは日経新聞の対談記事だというふうには先ほどから丸川大臣政務官は説明していますけれども、対談記事というふうにはどこにも書いていないわけがあります。

日本経済新聞の掲載とは書いてありますけれども、日本経済新聞の企画とも書いていません。それから、体裁のところ、全十五段、記事広十段、プラス純五段となっていますけれども、先ほどの答弁の中では、全く意味が分からなかったと、審議官も、それから丸川大臣政務官もおっしゃっていますけれども、なぜ分からないんだらば確認しないんですか。これはどういう意味なのかということを確認しないんですか。

○政府参考人(生田正之君) まず、この企画書につきましましては、まず発信元が日経新聞社のクロスメディア営業局であったということ、それからタイトルが、日経新聞社(朝刊全国版)掲載の後に、対談企画、骨子と書いてあったものですか、日経新聞の対談企画であるというふうに当時理解したということでございます。

それから、記事広十段、純五段につきましましては、十分調べもせず判断したということでございます。これにつきましては、きちんと調べればよかったというふうに考えてございます。

○行田邦子君 いや、申し訳ないですけど、審議官、非常に甘いと思いますよ。大臣政務官が出演をする企画なわけですから、もっと、たった一枚の紙なんですから、分からないことがあったらば確認するのが普通だと思えますけれども。

例えば、私、広告代理店におりましたけれども、営業として様々なクライアントと相対してました。そうした中には、必ずしも広告部とか宣伝部といった宣伝のプロの方が窓口になっていないような企業もたくさんあるわけですよ。そうした場合というのは、企画書に意味の分からない言葉が書いてあったら必ず普通は確認します。それ、なぜしなかったんですか。

○政府参考人(生田正之君) 恐縮でございます。当時の環境をいたしまして、政務官室で議論し、判断した際には確認をしなかったのは事実でございます。なぜ確認しなかったかということにつきましましてはちよっと御説明が難しいということでございます。

とでございます。

それから、今委員から御指摘ございましたように、やっぱり省としてきちんとチェックする体制をつくっていくということは非常に重要なことだというふうに考えてございます。今回、こういうこともあったものですから、政務官からも御指示をいただいたので、省内でのチェック体制をきちんとつくるということで、今日付けで新しい体制をスタートするということにいたしております。

その際には、広報室あるいは人事課といったような非常に重要な部署で必ずチェックして、政務三役なりあるいは幹部職員の御示唆を受けるというようにいたしたいと思いますので、これからはこういうことは起きないと思えますけれども、以前、政務官室で判断した際にこれについて調査をしなかったということにつきましましては、本当に申し訳ないと思っております。

○行田邦子君 私、ちよっと申し訳ないじゃ済まないと思っているんですけれども。

この企画書の中で、下の文、後半部分で、阪本様(会社紹介から、現状の見方について)というふうに書いてあります。次の二つ目の四角囲みの中で、阪本様(働く人たちの声、派遣先企業からの声を踏まえていただきながら)と。三つ目の囲みで、阪本様(能力開発、サポートなど、企業としての取組)というふうに書いてあります。これを見れば完全に企業PR広告だというふうに理解するのが普通だと思えますけど、いかがでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) 本日に申し訳ございませんけれども、あの当時の判断をいたしまして、これでそういう判断はしなかったということでございます。

○行田邦子君 丸川大臣政務官にも伺います。この一月八日付けの日経からヒューマントラスト社あての対談企画骨子案、これは御覧になっていますよね。丸川大臣政務官も御覧になっていますよね。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、今手元にございます。

○行田邦子君 私はそういうことを聞いているんではなくて、私の質問の意味は、一月八日付けのこの企画書を丸川大臣政務官は御覧になりましたかということですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ありませんが、私これ、正確には記憶していないんですが、取材の前日から当日か、多分前日だったと思いますが、に見ました。

○行田邦子君 取材が一月十一日で、前日には、取材の前日、前には見たということでありますよね。そのときに、この企画書を見ておかしかったと思うなかつたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 本日に、広告業界におられた行田委員からすると全くもって素人でお恥ずかしいんですが、まずもって、私、もうこの書面は厚生労働省でチェックしていただいたもの、だということ思い込みがございまして、何を話すべきかと、つまり、これから取材を受けるので何を話をするのかというところだけに非常に注目をしておきまして、この上の方のところを、何と申し上げていいんでしょうか、見ていたんだと思うんですけれども、意味として認識していたかということ、きちんと認識をできていなかったなということとを反省するわけであります。

○行田邦子君 それは甘いと思いますよ。

取材が始まる少なくとも前日かそれ以前にこの企画書を見たときに、じゃどういう対談になるんだろうかというのをざっとでも見ますよね。そのときに、会社紹介からとか、派遣先企業からの声を踏まえてとか、企業としての取組というような言葉を見たときにおかしいんじゃないかと思わなければ、結局、こういったことが起きると丸川大臣政務官御自身の責任になるわけですから、それは自己防衛としても、見ておかしいと思うのが普通だと思わんですけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 紙面については、事前にセラチェックをさせていただくということもありませんでした。そのときに確認すればいいという気持ちがありまして、大変本日に申し訳ないんですけれども、この対談の各論案のところをざっと見たようなことで、もう全体として厚生労働省に判断していただいたというようなことでしか見ておりませんで、本日にそのことは反省をしております。

また、そのセラチェックも、結局その対談した内容のところだけしか見ておりませんで、改めてじっくり、このことが起きて、この企画書というのを隅から隅まで見て、これをよくきちんと見て、この意味は何だろうと、あるいはこの記事の扱いというものはどういうものなんだろうということ、を事細かに確認をすればよかったなということをおっしゃいます。

○行田邦子君 グラを見ればよかったのでグラのときに確認しようという御答弁でしたけれども、それではグラはいつ見たんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) グラは二月の十三日にまず見せていたのだいて、それを更に部局で見ていたのだいて、直すべきところがあれば直すということ、で訂正をした部分があつて、それが直つていくかということで二月の十八日にもう一度チェックをして、これは厚生労働省に二回ともチェックをしていただいております。

○行田邦子君 今グラとおっしゃっているものというのは、これは資料を出していただけるわけですよ。でよろしいですね。是非、じゃ、そのグラは現物を資料として出していたかと思えますけれども、通常、グラという場合は紙面に掲載されるのと同じような体裁で新聞社から来るわけでありまして、そういうものでしたか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 少なくともその対談の部分については紙面と同じだったというふうに記憶をしております。

○行田邦子君 審議官、それでよろしいですか。○政府参考人(生田正之君) 済みません、対談の

部分につきましてはもちろんグラチェックして修正しておりますけれども、最終的な記事と同じような体裁でございました。下の広告の部分については一切情報がそのグラには載っていませんでしたので、全く広告が存在するというのも余り當時は意識せずにチェックをしていたということでございます。

○行田邦子君 そのときにおかしいと思わないといけないと思うんですね。

なぜかという、一月八日付けの企画では体裁は全十五段、つまり一ページ全面となつてはいるわけですから、じゃ下の五段分はどうなつたんだろうとなぜ思わなかつたんですか。

○政府参考人(生田正之君) 当時チェックしたメンバーが、何と云いますか、純広なりあるいは記事広という意味について十分理解せず、あるいは十分注目せずノーチェックになつてしまつたということ、これにつきましては、原因はどういうことかというのはなかなか難しいですけれども、結果としてチェックしなかつたことは非常に問題だと思っております、本当に申し訳ないと思ひます。

○行田邦子君 原因は難しくないです。怠つただけだと思うんですよ、チェックを、だと思ひます。

企画自体は全十五段、これは一ページという意味ですよ。なのに、何で十段分しか出てこないんだらうという疑問は普通湧かなければおかしいと思うんですけれども。

それで、そうすると、過去の丸川大臣政務官の答弁でも、これが、下の五段分の広告があつたというところは全く当日の掲載まで分からなかつたという答弁をしていますけれども、審議官、それでよろしいんでしょうか。

○政府参考人(生田正之君) 政務官の御認識です。私が答弁するのは変なんですけれども、その下に広告が出る、あるいはヒューマンイラスト社の広告が出るということにつきましては認識は私もしていませんでしたし、政務官もされてい

なかつたと思ひます。

○行田邦子君 それでは、じゃ、またグラが実際に、資料の要求をしていますので、それを見てみたいいろいろと質問させていただきますとは思ひますけれども、そのグラのところに、左下に広告というのはなかつたんですか。

○政府参考人(生田正之君) 四角で囲んで広告というのを書いてございました。

○行田邦子君 それで、これがヒューマンイラスト社の広告じゃないと思つたんですか。

○政府参考人(生田正之君) 日経新聞の企画広告だというふうには、私もどしどしは当時そういうふうには理解しておりました。

○行田邦子君 それは余りにも答弁として無理があると思ひます。新聞を審議官もふだん読まれていますよね。日経を読まれているかどうかは分からないですけれども、日経に限らずですけれども、こういう広告企画というのはたくさんあるじゃないですか。新聞を読んでいるればそれはもう理解できる、分かるので、今の答弁は相当無理があると思ひます。

そこで、次の質問なんですけれども、過去に丸川大臣政務官は、四月二十五日の厚生労働委員会ですけれども、一月八日付けの日経新聞社のこの対談企画骨子案についてなんですけれども、日経新聞の社内の書類なので、日経新聞社が出してほしくないというふうにおっしゃっていると同じくしたと答弁されていますけれども、本当ですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ありません。私、そのときそういうふうには思つてそういうふうには御答弁したんですが、その後、御説明に來られまして、いただいた答弁の中身が、何というんでしよう、行政文書に当たるのかどうかということを経査した結果、これは行政文書に当たるのではないかという結論になつたというふうには説明をいただきました。

○行田邦子君 そうすると、四月二十五日の答弁は、根拠のない答弁で、偽りの答弁だったという

ことですか。

○政府参考人(生田正之君) 当時の答弁につきましては、行政文書であるかどうかという判断がまだ十分付いていなかったという事実がございます。行政文書に該当した可能性は十分あつたんですけれども、それから、どの部分を出す出さないという、その開示、不開示の判断もしないといけないという状態でございます。一方で、日経新聞の方からは資料を出さないでほしいという要請が直接ございまして、そういう中で、その時点での答弁をいたしました。出すのは難しいという答弁をしたというふうには考えてございます。

ただ、冒頭に足立委員から御指摘ございましたように、明らかに行政文書でございますし、出す出さないの部分につきましても、日経新聞との関係も考えながら、この部分は出さないということをお前提に出すという判断をいたしましたので、今後こういったことにつきましては早急に対応したいと思ひます。

○行田邦子君 今までのいろいろな答弁を伺っていると、そしてまた、五月二十二日付けで当委員会事務局あてに日経から出された書面を見ますと、これは日経も、本当にいい迷惑だなと、とんでもないことに巻き込まれてしまつたなと思ひていると思ひます。

これは、日経新聞からの説明書、当委員会あての説明書を見ると、これ単なる広告なんです。それに丸川大臣政務官が出演したという、それだけの話なんです。それを説明するまでに、なかなか丸川大臣政務官も認めない、また偽りの答弁をされた、そして事実認識が違つたということ、これだけ委員会の大変な時間を割くというのは、これはもうとんでもないことだというふうには思ひます。

最後に質問させていただきますが、丸川大臣政務官は三月二十一日の答弁で、日経クロスメディアの対談企画として、対談相手のヒューマンイラスト社の阪本社長から私の事務所に、このような

対談企画があるのですがということで相談があつたという答弁をしています。それから、四月二十二日にも、日経クロスメディアの対談記事、日経新聞の一部署から、対談企画、インタビューをやりたいということでヒューマンイラスト社から連絡があつたという答弁をしていますけれども、結局、これは対談記事でも何でもなくて、単なる純粋な広告なんです。ヒューマンイラスト社が日経新聞にお金を払つて、十五段分の広告掲載料、スペースを買つて、そしてその一部の制作部分、十段の記事風の広告の部分を、それをこのクロスメディア営業局に何十万か払つて、恐らく、そして作つた単なる純粋な広告なんです。

そうすると、一連の丸川大臣政務官の答弁を聞いていると、完全にこれは丸川大臣政務官は一人企業であるヒューマンイラスト社にだまされたんじゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 確かに最初に聞いていた話とは違ふというふうには認識しておりますし、その点については極めて遺憾であると思ひます。

○行田邦子君 じゃ、なぜこの二月二十五日に掲載があつた直後に抗議をしなかつたんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) このような全面広告が掲載されたことについては、本当に私も全く当日まで理解していなかつたことについては非常に、まずもって自分がこの意味が分かつてなかつたということについては深く反省を申し上げたいと思ひますし、また組織として判断をする前に個人としての判断をしなければいけなかつたところ、私が組織の判断に委ねてしまつて、それでいいと思つてしまつていたということについてはきちんと反省をしていますし、良くなかつたというふうには思ひます。

そういう上で、こういう御質問をいただくことになつたことについては私も非常に残念であると思ひますし、以後こうした場合が起らないというようにということで、広告の、広告に限らずですけれども、取材を受けるというような話

があったときにはどのような手続を踏んでチェックをするかということについて、きちんと手続をさせていたできましたし……（発言する者あり）

○行田邦子君 まだ抗議をしてないんですか。
○政府参考人（生田正之君） 今この瞬間はしておりませんので、これから早急にやらせていただきます。

○大臣政務官（丸川珠代君） 恥ずかしながら、私はこれを見てハトが豆鉄砲を食らったような感じになりまして、ちよつと今、意味がよく理解できていなかったということも反省をしております。随時、この件については問題であるということについての意思表示はさせていただいております。

○行田邦子君 本場に理解できません。こういう問題が起きたら、その日のうちに抗議するというのが普通の行動だと思いますよ。抗議、クレームというのは翌日になったり翌々日になったり意味がありませんから、その日のうちにやらないとおかしいですよ。それは一般的な取る態度として、組織として取る態度として極めておかしいと思いますよ。

○行田邦子君 厚労省としても抗議はしなかったんですよね。

私は、今日貴重な四十分という時間をいただいて、本当は非正規労働の問題とか、それから総務省さんもお呼びしていて臨時・非常勤職員の問題を聞きたかったんですけれども、今までの答弁を聞いていると、これはとてもじゃない、看過できないという思いで、四十分間この質問に集中させていただくを得ませんでした。

○行田邦子君 それは私、態度として問題があると思いますよ。これは、だって、一私企業に、まあ言ってみればだまされたと取られるわけですよ。そういうことが起きているわけですよ。

大臣には通告していませんけれども、今までの答弁を、一連の答弁を聞いて、おかしいと思いませんか。組織として余りにも甘過ぎるということ、それから丸川大臣政務官、政務官として余りにも認識が甘過ぎるということ、おかしいと思いませんか。

○政府参考人（生田正之君） 済みません、恐縮でございます。当時の環境としては抗議するということがまでは考えが至らなかったということでございます。今日、日経新聞から提出されました状況をみますと、日経の企画じゃなくてヒューマントラストの方からの働きかけでセットされた広告であるというふうなことが書かれてございまして、これは当初、ヒューマントラストから政務官がお受けになったときの事情説明とは全然違いますので、これはやっぱり明らかにおかしいなというふうに考えてございますので、これから即座に抗議はしたいというふうにご考え

○国務大臣（田村憲久君） このような形で委員会に御迷惑をお掛けしていることは大変申し訳なく思います。

○政府参考人（中野雅之君） 個別の事案につきましては、丸川政務官が広告に出た企業で、この委員会はそれが不適切であるということに基づいて行われている委員会なんです。調査したのか、是正指導したのか、ちゃんとお答えください。

○委員（武内則男君） 休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○田村智子君 ヒューマントラスト社のホーム

本日、江田五月君が委員を辞任され、その補欠として牧山ひろえ君が選任されました。

○委員（武内則男君） 休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○田村智子君 ヒューマントラスト社のホーム

ページ、全く変わっていません。相変わらず、給与即日払い制度キュリカ、銘打たれています。企業に違法行為をあっせんする偽装日々紹介のまともなC Aも掲示をしたまなんです。問題を指摘してから一か月なんですよ。参考人としての出席も求められている経緯から、この委員会での質問内容をヒューマントラスト社が知らないはずはありません。そして、委員会でも取り上げられた問題、今個別でお答えできないと言いましたけれども、その法令違反を厚労省がそのままにするはずもないんですよ。それでも、まともなC Aの紹介ページでは、日々紹介事業だと、こう言いながら、派遣法改正後も今までの同様の業務効率運営が可能日雇派遣をと大きく銘打ったまなんです。

私、これ、今回、丸川政務官がこういう会社の宣伝に出た。非常に悪質なんです。これ日経新聞に一日だけの広告が掲載されましたで終わらないですよ。だって、この下は誰に対する営業広告かという、まともなC Aなどを使いましょうという企業に対する広告ですよ。私がもしヒューマントラスト社の営業をやるとしたら、当然これは営業の資料にします。それで、例えば偽装日々紹介のまともなC A、これおたくのところで使いませんか、相手企業がそれって法令違反にはならないんですか、大丈夫です、政務官が私どもの広告に出ておられますと、こういうふうに使われる可能性は非常に大きいんです、一体ですから。

丸川政務官、どうされますか。これ、私、この委員会の中で謝るだけじゃ済まない問題で、そうやって違法行為をあっせんすることに事実上片棒を担ぐという形になっているんですよ。対外的にあなたがこれは不適切だったということを大々的にアピールしなければ、違法行為の片棒を担いだままになりますよ。どうしますか。

○大臣政務官(丸川珠代君) まず、今回の件にしまして各党の皆様から厳しい御指摘をいただくことになったことについては私自身大変申し訳な

いと思っております。以後こうしたことが起きないように十分気を付けたいと思いますし、私自身も、自分の判断としてこれをまずやるべきだったというところについて、やるべきだったというのは、つまり自分自身で判断をすべきだったということについてはおわびを申し上げたいと存じます。

加えて、違法かどうかということについては、これはもう分かっているし、聞いていらつしやると思っています。個別の判断になるので、まず回答を差し控えなければならぬということに加えて、これ、公表すること自体、まず公表することというのが一つの処分にあたるといふこともお分かりだと思えますけれども、それに該当するものかどうかということを見ず調査をしなければならぬ。それから、調査をするということとを言うこと自体が証拠の隠蔽につながるというような可能性もあるので、まずもって個別の事案については回答を差し控えなければならぬという状況にあります。

ただし、私、この前、委員会でも指摘をいただいたから、問題があれば厳正に対処してくださいというところは改めて厚生労働省に指示しましたし、必要な調査はどんどんやってくださいということもお願いをしております。

○田村智子君 いや、聞いたことに答えていないんですよ。

じゃ、疑いでもいいんですけど、明らかにもう違法だろうと疑われることの営業活動に今もあなたが使われている可能性があるわけなんですね。

大臣、午前中の質疑で、この委員会が法案審議ができないような状態になっていることは大変申し訳ないと言われまして、私もそのとおりだと思いますよ。でも、事はそれにとどまらず、ヒューマントラスト社の広告掲載後、丸川政務官も厚労省も抗議さえしていない。そのヒューマントラスト社は、厚労省は恐らくは正指導していただきますよ、当然、その正指導もものともせずには違

法行為をいまだホームページでアピールしたままなんですよ。監督官庁の政務官が登場して協力している会社なのかと、そういう疑いさえ出てきちゃうじゃないですか。大臣、これどうされますか。この広告、このままでいいんですか。大臣にお伺いします。

○国務大臣(田村憲久君) 担当部局がしっかりと違法なものに対しては対応をするということになろうと思います。

○田村智子君 いや、それだけで済まないですよ。それだけで済まないんですよ。そんなことは国民的に知られないんですよ。国民的に、全国的に知られているのは、ヒューマントラスト社の広告に丸川政務官が出たということなんです。そのままでいいのかってことなんです。大臣、もう一度お願いします。

○国務大臣(田村憲久君) いろいろと今お話がございましたけれども、違法であるというような広告に出ておれば、それは問題であろうと思えますけれども、違法かどうかも含めて、違法なものに対してはしっかりと厳正に対処していくということでありませう。

○田村智子君 切り離された問題ではないんですね。その重大性をもっと認識していただかなければならないと思います。

この対談の企画は日雇派遣への規制に相当な関心を持って行われたというのは、阪本社長が改定派遣労働法について日雇派遣原則禁止のことだけ取り出して話をしていて、こういうことから明らかなんです。丸川政務官も、この意見を受けて、抜本的な改定の方を派遣制度の在り方に関する研究会で議論していると、こうした上で、研究会での独立した検討項目にもなっていない日雇派遣を真っ先に例示しているわけです。そうすると、これは、ヒューマントラスト社の広告であると同時に、言わば日雇派遣原則禁止に物申すという、そういう意見広告にも取れるわけですよ。

選挙を前にした御自身の宣伝効果があると、こ

ういう判断があったのは私、当然だと思うんですけど、加えて日雇派遣の原則禁止は問題があるという、丸川政務官、議員時代からの持論をアピールできると、だから政務官になってもこういう広告に出るんだという最終的な判断されたんじゃないかと思うんですけど、政務官、いかがですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 日雇派遣につきましては、雇用期間が極めて短期でございまして雇用管理責任が十分に果たされない、また日雇派遣を行っている事業主の労働関係法令違反が社会問題化したことから、平成二十四年度に改正法を通過しまして、国会で、原則禁止とされたところでございます。

この経緯はもう私も百も承知でございまして、なおかつ労働者派遣制度については現在有識者から成る研究会で幅広く御議論いただいております。四月二十三日に行われた第十二回の研究会においても、日雇派遣の原則禁止を含めて、改正労働者派遣法の施行状況についてきちんと議論が行われた。いろいろな意見が出た中で、この制度がいいという意見も否定的な意見もあったし、幅広い議論をしましょうという意見もありましたというところでございまして。

今後、様々な意見があることを踏まえて、引き続き研究会におきまして労働者派遣制度を取り巻く様々な課題について精力的に御議論をいただくと、まずは夏をめどに論点を整理していただくということになっております。

○田村智子君 全く私が聞いていたことか合わない御答弁なんです。これは丸川政務官、午前中の審議で、自分は一切判断していないというちよつと驚くような御答弁でしたけれども、日程は勝手に事務所が押さえて対談の可否は厚労省が判断した。これは驚くような答弁なんです。

しかし、最初に阪本社長と直接話したときにこの企画を受ける方向だという反応をしなければ、

事務所が仮置きであっても日程を置くはずはないでしょう、常識的に考えて。派遣会社の社長と短時間でも話をしたときに、先ほど一般的な女性の働き方についてお話ししたいとお話だったんですけれども、私、それでは済まないと思うんですね。日雇派遣原則禁止に当時九川議員が真っ向から反論していたということは、これは阪本社長、知らないはずもないわけで、当然そういうことも話題になったと思いますよ。

そうすると、大体、私、本当におかしいと思うのは、一月十一日の対談予定で、年が明けても何の連絡もないと。こちらから問い合わせ、一月八日に企画書が送られてくると。これが一流の経済紙の対談企画であるはずないと誰だって判断できると思います。こんなのまずあり得ないですよ。余りに失礼ですよ、政務官に対して。この時点で企画として相当に怪しいという判断は、これは御本人だって私できるはずだと思いますよ、ね、常識として。だけれども、それでも断らないと。なぜかと。もちろん宣伝効果というのはあったと思います。加えて、やっぱり労働者派遣法の改定を急がせたいと。日雇派遣の原則禁止見直させることが必要だと。これは九川議員にとってもまさに渡りに船というような企画だと、企画書を見れば、恐らく、そういうシンパシーも感じたんじゃないかというふうに思えるわけです。

大臣、この広告の中身、日雇派遣だけ特出しなんです。阪本社長は、これはやっぱり、原則禁止でいろんな影響が出ているよということを否定的に述べているのはどういう文脈から読んでも明らかです。それにシンパシーを感じて九川政務官が答えているのも文脈からもう明らかです。その原則禁止は、大臣が当時の田村憲久議員のときに修正提案をまとめられて、私たちの参議院のこの委員会に提案した中身なんですよ。それを一派遣会社の社長さんと一緒に政務官が見直しが必要だという方向で広告に出ると。問題だと思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(田村憲久君) あのとときに衆議院でいろんな議論をさせていた中で、日雇派遣にしても各派各党で意見が違っておりまして。日雇派遣で労働者の皆様方の権利を侵害するような行為、これは許されないと。ところでは皆が一致したわけでありまして、しかし、一方で、日雇派遣で働きたいと言われる方々のニーズがあるという御意見も各党の中にあつてあつたわけでありまして。

そういうようないろいろな御意見がある中で修正案という形でまとめ上げたのがあの修正案であり、あわせて、派遣業に対して更に検討をするべきであるというのが附帯決議だったと思いますけれども入ったわけでございます。その中において今派遣法全体についての研究会が、議論がされておるといふことでございますから、流れを説明させていただきますとそういう流れであつたということでございます。

その中において、派遣というものの、特に日雇派遣に関しまして、どうやって日雇派遣を使つて労働者の方々の権利を高めていくか、それはスキルアップしていくか、そういう議論がその国会審議の中であつたのも確かでございます。そういうことも含めて、九川委員、委員といひますか、当時参議院議員でございましたけれども、いろんな御発言をされておられたのではないかと。いふに推測をいたしております。

○田村智子君 各党で意見が違うのは当たり前のことなんですけれども、政務官なんですよ。政務官という立場は、改定された中身が、私たちも不十分だと思つていますけれども、全然不十分だと思つていますよ。でも、少なくとも政務官という立場は、改正されたものを周知徹底するという立場であるべきなのに、その見直しを派遣業界と一緒に求めているという、事実上そういう意見広告になっているんですよ。

検討の過程の中で、私、答弁要求しなかったの生田さん答弁席に座っていないけれども、四月二十五日の御答弁の中で生田さんは、日経新聞の

意見広告のようなものだと思つたと答えている。であればもつと問題だと思ふんですよ。

意見広告というのは、何の意見を示すのかということが問われるわけで、その意見に同調する人が出るわけですよ。政務官が派遣法の見直しを求めるような広告に加担したと思ふんですけれども、九川政務官、いかがですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) このインタビュウを受けるに当たつて私が心したことというのは、どういう形で受けるにせよ、私は今組織の人間であるので、厚生労働省の見解とそこがなないように答えようといふことで答えた上に、さらに、その記事の内容を厚生労働省に確認をしていただいたので、少なくとも厚生労働省の認識と私の認識とここにあるものがそこを来しているといふふうには思つておりません。

ただ、こういう一体となる広告で一面で出てしまつたといふことについては、これは、これを認識しなかつたといふことについては非常に申し訳ないと思つておりますし、この記事のことが原因で今国会の議論が困難を来しているといふことについては大変申し訳ないと思つております。

○田村智子君 やつぱりこの広告違うんですよ。だって、派遣制度の在り方に関する研究会の中で、これまでも議論あつたとおり、日雇派遣は独立したテーマになんかなつてないし、この委員会での附帯決議の中で日雇派遣については周知徹底を図るといふ附帯決議しかないんですよ。にもかかわらず、見直しといふことで、言わばシンパシーでこういう広告になっているのはもう事実なんです。それは、日雇派遣についての九川議員の並々ならぬ関心がこれまでも示されていたことからも、だから阪本社長があなたのとこに相談を持ってきたといふことも、これ分かるんですよ。

例えば、「人材ビジネス」二〇一三年一月一日号、そのまま読みます、省きません。九川議員のインタビュウです。

現実今、いわゆる日雇派遣は禁止されていますが、実はそもそもの派遣の発想からいくと、日雇派遣こそ派遣の最も必要とされる場面であるといふことになるでしょう。なぜなら、日雇派遣だからこそ派遣の得意とする短期の就労の確保が可能であり、また、短期だからこそ常用雇用で代替されることがないということが前提になっているからです。このように、現状の法制は実際の部分と建前の部分がねじれてしまつていっているのです。今回のこの研究会は、これらを抜本的に考え直す絶好の機会だと思ひます。

日雇派遣をねじれを直して見直す絶好の機会だと、こういうふうインタビュウで答えておられるんですよ。それを阪本社長、知らないはずなんです。これは政務官になる前のインタビュウですけれども、やつぱりこのあなたの考えを、「人材ビジネス」は業界誌です、派遣業界の。それだけでなく全国紙である日経新聞の紙面を使つてアピールができる、世論に訴えることができる、こういう内容になつていっているのが明白なんですね。

このインタビュウ、九川議員の考え、本当によく分かるので、この際、日雇派遣についてのお考えもお聞きしますけれども、日雇派遣こそ派遣の最も必要とされる場面といふことは、日雇派遣などの短期の派遣こそ派遣業の真骨頂で、もつとこの働き方を活用すべきであるといふお考えなんですよ。

○大臣政務官(丸川珠代君) まず、派遣という仕事についての法律がそもそもどういう成り立ちであつたかといふことについて、今まさにその話の中で出てきたかと思ふんですが、そもそもは常用に代替されないようにするといふことが派遣労働の目指した方向性であつたと思ひます。常用に代替されないといふことは、つまり一時的に短期的に働くといふことであらうかと思ひますので、その点について私はそこで述べております。

日雇派遣については、原則禁止とする改正法が昨年十月より施行されたばかりでありまして、私もこのインタビューの中では、それを見直すべきだということは一言も申し上げておりません。現在、有識者なる研究会において御議論をいただいている状況の中で、厚生労働省として活用すべきというふうには、日雇派遣を活用すべきというふうには申し上げることは不適切であると考えております。

○田村智子君 政務官としてはそういう御答弁が当然なんですけど、この対談の自身はそうならないです。特出しにして日雇派遣を研究会のテーマであるとあなたは言ってしまったているんですから、テーマになってないのに。

この間、ずっと丸川議員は、政務官になる前であつても、日雇派遣はニーズがある、ニーズがあるものに規制を掛けるべきではないと、この対談記事でもアンダーグラウンドに潜るというふうに言われているわけですよ。私、非常に問題なのは、やっぱり日雇派遣原則禁止ということをもつとやらなきゃいけないと思っているんですけど、なぜそういう法改正が必要になったのかと。違法的に行われたとしても、日雇派遣が余りにも非人間的な働き方だということだと思ふんです。そのことを理解していないというふうには私には思ふんです。

私、日雇派遣やっている労働者から情報を集めました。ニーズあると言いますが、例えばこんな状況ですよ。

短期の仕事を紹介するサイトで、この仕事をしたいと応募しようとする、派遣会社への登録が必要になってしまつと、これを繰り返していくと、気が付くと二十社、三十社と派遣登録してしまふんだと。派遣登録したいんじゃない、この仕事をやりたいだけなんだと、こういう方がいます。

それから、派遣会社に登録説明会へ呼ばれて行く、個人情報もいっぱい出して手続する。ところが、何か月も連絡がないと。こちらから連絡す

ると、今度は希望と違う仕事ばかり紹介されると。直接会社に応募できれば、仕事内容や条件が希望と合うのかどうか、採用か不採用か、それもすぐ分かるのにと、こういう声もありました。

それから、日雇派遣。仕事に必要な備品や消耗品などは全部自分で持つていく。ドライバーや軍手は当然だ。こん包作業で消耗品であるテープとかカッターも、これも全部自分で買わされてしまつと。短期であつても直接雇用で働くときは、仕事を評価してもらつて時給が上がるといふ経験もある。派遣ではこれはあり得ない。普通以上に働くと、次の派遣の人がやりにくくなるからと逆にブレイキが掛かつてしまふ、これでは仕事にモチベーションもなくなつてしまふと。

今現在、省庁の関係で夜勤の仕事をしている人がいます。日雇派遣です。この人は、一つの仕事を二人組で派遣された。一人は週二日、もう一人は週三日というシフトで、一人が体調不良などで出勤できなかったら、もう一人が出るようにという指示を受けた。週二日だけでは、とてもじゃないけど生活できない。結局、派遣というのは、労働者の生活がどうなるかと構わない、その穴が埋まればいい、こういう働き方なのかと、こういう訴え、いっぱいあるんです。いっぱいあるんです。

原則禁止に、物すごく不十分だけど、ちよつと踏み出した。周知徹底もできていない。ところが、それを、一派業界の会社と一緒に会つて、見直しが必要だという事実上の意見広告に登場する。どうですか。日雇派遣のニーズって、これは労働者にとつてニーズあると言えるんでしょうか。企業はニーズありますよ。こんなおいしい話がないですよ。合法的にやつたつてこれが実態です。どう思われますか。

○大臣政務官(丸川珠代君) まず、ニーズのあるものに規制を掛けるなど言つたわけではなくて、ニーズのあるものに対しての規制の掛け方、方

向性というのはどういうものがふさわしいかという問題提起をしただけでありますので、そのところはよく御理解をいただきたいと思ひます。

それから、今おっしゃつた実態というのは、私が直接聞いたわけではないので、是非また直接お伺いしたいなと思うところでございますけれども、そのような問題が、派遣のみならず、例えば日々紹介といった形でも起きるかもしれない、また、直接雇用だから、間接雇用だからというところではなく起きる問題も含まれていると思ひますので、よく勉強させていただきたいと思ひます。

○田村智子君 そういう、何とかな、政務官として、やはり私、この広告は明らかに日雇派遣を出しにした見直しを阪本社長が主張する広告であることは間違いないんです。それで、日雇派遣の労働者の現実の問題を労働者の立場で語ることなくですよ、語ることもなく、規制の掛け方という問題にして見直しが必要だという主張をあなたはされているわけですよ。これが厚生労働省の政務官の役割なんだろうかと、私、本当に腹立たしく感じてくるわけですね。

先ほど、派遣というのは常用代替にならないことが必要だというふうに言いました。でも、実態は違いますよ。日雇派遣という働き方さえも常用代替に置き換えられているというのが現実じゃありませんか。先ほど、省庁の夜勤の話をしましたけれども、あれもう六か月ぐらいつつと、もつとですよ、もう年間続く仕事ですよ。

何で私が日雇派遣と言うかという、ずっと続くんですけど、一か月ずつの契約なんです。そうすると、二月は日雇派遣ですよ、三十日以内だから。五月は日雇派遣じゃないかもしれない、三十一日だから。六月はまた日雇派遣なんですよ。事実上、日雇派遣がこうやつて常用代替に置き換えられていると、その認識さえあなたはないんですよ。

派遣法の元々の成り立ち短期の仕事じゃない

です。専門的な仕事に特化されていると、その働き方を保障するんだということ極めて限定的につくられたんですよ。その認識も、あなた、ないわけですよ。私、本当にこれ驚いてしまひます。

大臣にもう一度お聞きしたいんですよ。こうやつて日雇派遣のやつぱりこの働き方を、何というか、規制の在り方等、労働者の立場に立たず、規制の在り方を見直すべきだと意見広告の中で言う。厚労省の方針でもないです。参議院の附帯決議でもありません。周知徹底が求められていて、田村大臣が議員時代に提案をされた、その中身の規制がどういふ実効を持つてどのような労働者に役立っているのかというこの調査さえもないまま、見直しの検討なんだと一企業と一緒に主眼張されている。やつぱりこれ、私、そういうことの全てがふさわしくないというのを対外的にしっかりと示すことが必要だと思ふんですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(田村憲久君) この記事を見て、全て日雇派遣禁止を全く改めろというふうなことを決め打ちで私は書かれているというふうには思ひません。

その上で、先ほど申し上げましたけれども、衆議院の議論の中でいろんな議論がなされました、議事録を読んだとくどくど分かんと思ひますけれども。その中で、各党によつて考え方が違つていたんです。その中には、日雇派遣というものの、日々派遣というものをもう少し限定的に労働者のために使えないかというふうな、そういうふうな御意見もあつたはずですよ。

そういう中においてその後検討をしようということでもございましたから、あくまでも議論の中心は、まず労働者の権利をどう守るか、これは当然でありまして、労働者の権利を守ることは当然であります。その中において、どのような働き方、派遣業という形態の中において、日雇派遣も含めてどのような働き方があるのかということに

開いていろいろと検討する必要があるねということ、その後検討をするべきであるというような附帯決議が入ったわけでございますので、それについて今御議論をいただいておりますわけでありまして、現在、派遣法に關していろいろな議論をいただいておりますが、そこには当然のごとく日雇派遣というものの議論も入っているわけであります。

それは今どういう状況なのか、そういうことも含めていろいろな検証をする御議論もあろうと思ひますけれども、ですから、そこで御議論いただいた上で、その結論を得て、これから厚生労働省としてこの派遣法をどのようにしていくかということを考えるわけでございますので、今その途中でございまして、日雇派遣をこれを原則禁止をやめるとか、そんなことを決めておるわけでも何でもございまして、その点は御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○田村智子君 大臣のそういう認識だということになるとますます不安にもなってくるんですけれども、いずれにしても、冒頭で私が指摘しました違法性が相当に疑われる企業の広告に丸川政務官が登場をして、その営業活動をいまだ応援している可能性があると、これを正すためには対外的にこの広告が不適切なものであったということを何らかの形で示さなければ駄目なんだということを、このことを強く求めまして、質問を終わります。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。日経新聞の取材だと思つていたということなんです。日経新聞の記者と一度も会っていないでしよう。普通、取材って記者から来ますよね、その会社であれば、どうなんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) インタビューの進行は全て日経新聞の方がやっておられました。

○福島みずほ君 そうではなく、初め丸川政務官は、これは日経新聞の取材だと思つてたわけでしょう、取材だと。普通、私たちに取材の依頼があるときは、誰々新聞誰々記者、何々雑誌何々記

者つて来ますよ。○大臣政務官(丸川珠代君) ここに書いてあるとおりなんです。対談企画だと思つておりまして。

○福島みずほ君 だって、日経新聞がやるんだって、記者が来るでしょう。記者が説明するでしょう。

○大臣政務官(丸川珠代君) 日経新聞の対談企画なので、日経新聞の人が来たんだというふうに理解しております。

○福島みずほ君 違うじゃないですか。日経新聞、どこも来ていないじゃないですか。全部あなたが言うヒュー社がやっているじゃないですか。初めからおかしいですよ。

次にお聞きをします。

これ、私は、答弁聞いているうちに、厚生労働省と事務所に責任をなすりつけるというのが本当におかしいというか、それはひどいというふうに思います。実は思うようになったんです。答弁が違つていたらこちらの心証も絶対に違つていた。でも全部押し付けているじゃないですか。ヒューマントラスト社とあなたは、まあ阪本社長と仲よくして、あらかじめ日程も入れていた。だから、政務官になった時点で厚労省はそれおやめなさいと言いくかつたんです。

お聞きします。政務三役になったとき、これだけは死守してねと役所に言いますよね、日程。あなたは、政務官になられたときに、自分の党務とか個人のどうしても用事がありますね。これは入れておいてくれという日程表を事務所とすり合わせをしますよね。これは残してね、これはもう忙しくなったから落としてねと。それ、もちろん見られたでしょう。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、自分の日程表は一応自分で見ているつもりです。

○福島みずほ君 ということは、一月十一日のこの対談の日程は入っているというのは御覧になつたわけですよ。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ないんですけど、そのときに入っているというふうに認識をしたか、そうではなかったかまで覚えておりません。申し訳ありません。

○福島みずほ君 そんなインチキですよ。だって、とても忙しくなるわけだから、党大会は入れてねとか私は言うとか、これだけはどうしても入れてほしいけど、あとはどうぞ御自由に使ってくださいと役所に言いますよ。入っていたか入っていないか、何を残し何を落とすか、それはあなたの判断じゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 公務を最優先にしてくださいということだけは言っております。

○福島みずほ君 でも、というか、この日程が入っていたわけでしょう。あなたが政務官になったとき、一月十一日の対談と入っているわけでしょう。それをあなた見たわけでしょう。

○大臣政務官(丸川珠代君) 飯ということが入つていたということ、大変申し訳ない、これ、この段になって確認して、見ました。

○福島みずほ君 事務所とどの日程を残してもらい、どの日程を落とすかという協議はもちろんされたでしょう。

○大臣政務官(丸川珠代君) 十二月二十七日にその日程を厚生労働政務官室に渡した時点で私がそれを確認したかどうかについては、その時点で、つまり渡す前にそれを見ていたかどうかについては、大変申し訳ないんですが、これ定かでありません。申し訳ありません。ごめんなさい。

○福島みずほ君 あり得ないですよ。だってあり得ないですよ。そんなことを言うから私たちが、申し訳ないが、あなたを信用しないんです。そんなことを言うから私たちが信用できないんです。人間的に大丈夫か、これはうそを言っているんじゃないかと思うんです。どこの世界に本人に確認しないでこの日程を生かしてくれという世界がありますか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 少なくとも生かしてくれという意味で渡したというふうには認識をしておりますので、これ、うちの事務所からは、今のところこうなっていますけれども、これから相談しましょうということでお渡しをしたというふうには聞いています。

○福島みずほ君 じゃ、相談しますということでお渡しして、相談したんですか。役所と相談されましたか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 役所に相談しました。まさにこの取材を受けるか受けないかということについては相談しました。

○福島みずほ君 でも、それはあなたが取材に必ずというふうにしたわけじゃないですか。でも、私は、一月十一日に日程を入れるということは、少なくともあなたは仮置きでも入れておいてくれということは事務所と言っているわけですよ。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ないんですけれども、それは私は何にも言っておりませんで、単純に機械的に今残務として残っているものが国会までの日程でどうなのかということなんです。入れてあったんだというふうに認識しております。

○福島みずほ君 いや、それは信じられないですよ。何を残して何を残さないか、本人に聞かなければ分からないじゃないですか。秘書が全く本人に確認せずにはいつと厚労省に渡したなんという今日の答弁は本当に信じられないです。もう一つ、これが広告であるということをつかたのはゲラを見た段階ということですよ。

○大臣政務官(丸川珠代君) 私の認識としては、ここにきちんと広告というふうに四角囲みで書いてあるのを見て、ああこれは広告、記事というか広告というか、そういう記事風の広告のようなものだというふうに理解しました。

○福島みずほ君 他方、予算委員会の四月二十二日で、「広告になって出るといふのは、その日の朝にそういう紙面で出て初めて知りました。」というのはいかなる意味でしょう。

○大臣政務官(丸川珠代君) ヒューマントラスト

社の広告と一体で一つのページになって出るということはそのとき初めて知りました。

○福島みずほ君 全面広告と上に書いてありますよね。全面広告のグラを見なかったんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 私、それ、広告、グラをたしか見たときに、そこにそう書いていなかったというふうに認識をしておりました。

○福島みずほ君 でも、これに全面広告と書いてあるじゃないですか。全面広告と書いてあるんだつたら、広告とあるけれども、日経新聞の隣に全面広告と書いてあるじゃないですか。それ見たら全面広告と分かるでしょう。

○大臣政務官(丸川珠代君) まあ、グラをこの後見ていただければ分かるんですけど、そのグラには、この記事を見ると書いてあるこの外の、全面広告と書いてあるこれは書いていないんですよ。

○福島みずほ君 これが広告と分かるのがグラを見た時点だ。ただ、あなたは、答弁によれば、ずっとこれは取材だと思っているわけでしょう。広告と打ってある時点で断るべきじゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 大変申し訳ありませんが、いわゆる日経新聞というメディアの持分の広告ということで、メディアなので偏りが無いものであるという理解でございましたので、まあそういうことだろうというふうに理解しております、今までに……

○福島みずほ君 だって、あなたは初め、これは日経新聞の取材だと思っていたわけでしょう。だつたら、広告と書いてあったら普通の人は飛び上がつて、広告だつたら出れませんかと言うのが筋じゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) もう本当にこれ申し訳ないんですけど、これまで広告について出演した事例についても含めて自分も勉強して、改めてこれを厚生労働省の、まあこれ自分の責任でもし考えなきゃいけないというのはもうおっしゃるとおりで、私はまず自分で判断しなければいけ

ないところを自分で判断するということを飛ばして周りの方をお願いをしたというのは、これは本当に申し訳なかったことだと思っておりますが、その上で、まあこれについてもよろもろ、じゃ、広告に出てくるということについてほかの政治家の皆様さんどういうふうに行っているかというふうに見たときに、私自身は、日経の広告なんだつたらこれは問題ないんじゃないかというふうな理解でありました。申し訳ありません。

○福島みずほ君 でも、これ日経の広告じゃないじゃないですか。

普通の人間だつたら日経の取材だと思って広告と書いてあったら、えっ、広告だつたら自分が出ませんとグラの段階で言えはいじゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) グラの上のところには、二月下旬、対談、雇用と派遣のあり方と書いてありまして、もう本当に申し訳ないんですけども、全体の広告ということも分かりませんでしたが、もう本当これ申し訳ないんですけども、私、確認を取りましたところ、広告に出ることについて問題を感じたような、疑義を生じるようなことが、こういう形のものであるようなことにしましては疑義を生じるようなことがありませんでしたので、そういう判断をいたしました。

○福島みずほ君 いや、だつてずっと一貫して厚生労働省もあなたもグラを見た時点で、少なくとも紙面の広告というのを見ているわけでしょう。普通だつたら日経新聞の取材というのと広告というのとは全く違いますよ。取材だつたらいろいろな立場の人を載つけてそのテーマについてやる、広告は意見広告じゃないですか。日経新聞の意見広告でも、これは取りやめる、どうしようか。だつて、あなたが言われていたことと全然違うわけでしょう。何でそこでやめないんですか。しかも、これは日経新聞社は登場していないですよ。クロスメディアは自分たちとは関係ないと言っているじゃないですか。もちろん対談の主導は取ったか

もしれないが、阪本さんのこれ会社の宣伝でしよう。

いや、私が言いたいののは、グラを見て広告と見た段階でなぜやめなかったのかということですよ。

○大臣政務官(丸川珠代君) 記事ではないという意味で、日経の記事広告として掲載されると思っておりましたが、一般的な大手メディアの取材を受けるという意味でありますと、特に広告記事かあるいは記事かということについて差異があるように感じておりませんでしたので、判断をいたしました。

○福島みずほ君 いや、ちょっともう開いた口がふさがらないというふうに思います。記事か広告かはそれは違いますが。だつて、広告は広告代を払ってその宣伝のために使うわけでしょう。記事は記者が取材をしてそのテーマで書くわけで、今日の答弁で広告と記事と差異があるとは思わなかったというのは、政務官以前の問題として、問題があるというふうに思います。

○大臣政務官(丸川珠代君) 出演の申入れの際には日経クロスメディアの紙面企画としての対談と聞いておりました。記事ではないという意味で日経の記事広告として掲載されると思っておりましたが、ヒューマンイラスト社の広告と一体として掲載されるとは思っておりませんでした。

自分で判断をするに当たって、これが記事風の広告であるということに関して最後に分かったわけですけれども、それでもなおこれが日経新聞によれるものと、日経新聞の主導によるものであり、この記事部分に関しては日経新聞が自社の広告という形で出すものというふうに理解をしておりますので、大変申し訳ありませんが、これは私は問題がないというふうに判断をいたしました。

○福島みずほ君 いや、初め日経新聞の取材だというふうに思っていたということは間違いないですね。

グラを見て初めて日経の広告だと思ったんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 対談企画という、いわゆるべた記事ではない、何か特別な枠組みの中にあるものだというふうな意味で理解をしておりました。

○福島みずほ君 いや、ちょっと何か不可解になってきてですね。広告と思っていたんですか、記事と思っていたんですか。だつて、普通の記事だつたら新聞記者が取材に来るでしょう。新聞記者が取材に来ますよ。でも、広告。あなたは、広告と書いていたのか、記事と書いていたのか。

○大臣政務官(丸川珠代君) ベた記事ではないけれども、記事の一部分に当たるようなものだというふうな理解をしておりました。

○福島みずほ君 じゃ、それは記事で、広告じゃないじゃないですか。だから、あなたがグラを見て広告というのがあったときに、跳び上がって、これやめようというふうにならないのは、漠然と広告と初めから分かっていたんじゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) ここでまた役所のせいにするとかほかの方のせいにすると言われると大変恐縮なんですけど、私、これを役所の方に見ていただいて、結果、問題ないという判断にされたこともありまして、これをそのまま受けても構わないものだというふうに理解をいたしました。

○福島みずほ君 違うんですよ、実際は。阪本さんから言われて、囲みか何か広告っぽいけれども、自分の宣伝にもなるし、意見が同じだから引き受けようと思ったんですよ。だから、政務官になった後も、これは入れたねと、お互いに日程調整して一月十一日に入れたんですよ。だつて、阪本社長はここに来れないぐらい忙しいんですよ。一月十一日の日程を阪本さんの都合を聞かないで入れることできないじゃないですか。しかも、ヒューマンイラスト社としかあなたは交渉していない。クロスメディアも、それから日経新聞

も登場しないんですよ。

何で、一月十一日、この日程調整、誰がやったんですか。忙しい阪本社長とあなたの日程調整を誰がやったんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) まず、調整をしたというふうに関わったというよりも、そこが空いているというふうに関わって、そこに合うんだというふうな話だったというふうに関わっております。

○福島みずほ君 それは丸川事務所がおやりになったんですよ。丸川事務所でしよう。

○大臣政務官(丸川珠代君) はい、丸川事務所でしよう。

○福島みずほ君 つまり、丸川事務所が阪本社長の日程とあなたの日程を合わせて、一月十一日というのはあらかじめ決まっていたんですよ。だから、あなたが政務官になった時点も、これは残しておいてねと、これは残しておいてねと役所に言っていて、役所は政務官の言うことを聞かなくちゃいけないから、ばいっとできなかったんですよ。

あなたは、阪本さんと事務所で話して日程調整をして、これをやると決めて、あとは全部役所のせいにしてるんですよ。それが私ひどいというふうに関わっているんですよ。だって、あなたの思いどおりに日程も調整してやってきたわけじゃないですか。それ、何で途中から役所のせいになるの。

○大臣政務官(丸川珠代君) まず、相手の都合に合わせて日程をそこに決めただけではありません。私のスケジュールの中で時間が取れるとしたらそこだということにしておいたというだけだということにまず聞いております。

○福島みずほ君 そんなことあり得ないですよ。お互いに忙しいのだから、私の空いている日程はこことこことこことここというのをやることはありますよ。しかし、役所に提出する時点でこれ決まっているから出しているんですよ。だって、

相手の約束、阪本社長の日程を聞かずして、何で対談の日程が組めるんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 申し訳ないんですが、受けることも受けないことも全く決めていない段階でございまして、その中で、ただ単にもうこれから国会に入りそうだからということで、うちの事務所はそこに仮に入れたというだけでありまして、本当申し訳ないんですが、これ以上でも以下でもありませんで、もう真実のままを申し上げております。

申し訳ないんですが、全く私が確認したかどうかも分からないけど、取りあえずまず日程の話をするということで、私が見たか見ていないか自分も記憶しておりませんが、それは聞かないと分かりませんけれども、とにかくまず役所に、今現在で状況はこうなっていますというためのだけにその資料を渡した後で、じゃ、これから日程をどうするかという話になったときに、そこで積み残しとしてこういう話がありますが、これはあくまでも組織の人間になったので役所で御判断をいただくかというところも全く決めていませんから、これは御自由にお決めくださいということでお話をさせていただきました。

○福島みずほ君 いや、日程の入れ方としておかしいですよ。だって、無限に時間があるのに、何で一月十一日だけとなるんですか。何で相手方の日程も分らずに仮にでも入るんですか。あり得ないですよ。それは、阪本さんとあなたが日程を決めていて、そしてそれを厚労省に振ったんですよ。だって、丸川さんね、ほかに日程があるのに、引き受けられるのが阪本社長の予定も聞かず何で一月十一日になるんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 引き受ける必要があるかないかについては、私はむしろ引き受けなくても全く構わないと思ったので、自分が空いている時間はそこしかないということで決めたんだらうというふうに関わっております。私も受ける必要があるということを書きに言っ

た覚えはありませんし、申し訳ないんですけど、この取材を受けなければならぬということに誰かにお願いしたことも伝えたこともありませ

ん。そして、この一月の時期というのは非常に行事の、私的なことも含めて、行事の多い時期でございまして、私はまず公務を最大優先にしてくださいということに役所をお願いを申し上げました。

○福島みずほ君 年末年始忙しいときに、わざわざ一月十一日の対談を政務官になった直後に役所に振るということは、誰が考えてもそれは日程が入っていたとしたか考えようがないですよ。しかも、自分で今日、別に受けなくてもよかったというんだしたら、断ったらいじやないですか。何で断らないんですか。企画書も送ってこないんだしたら、やらなきゃいいじゃないですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 秘書も最初から、これを役所に渡すときには、もうこれは全く飛ばしていい日程ですということに入れてあって、ただ、こういう残務の積み残しがあるので役所にまづお伝えをして、これはどうなのかということに聞いたというふうに関わっておりますので、大変申し訳ない、先輩議員である福島みずほ議員からスケジュールの管理のやり方がおかしいと言われれば、今後勉強させていただいて、どういう順序でスケジュールを組めばいいのかということについては是非御指導を賜りたいと思いますけれども、その時点では、相談も何もする前に、こういう残務の積み残しがあると、全くうちで何かをまづ決める前の状況として、つまり役所と何かを調整する前の段階として、残務の積み残しはこうはましますということだけをお伝えして、これについて今から相談をしましょうという資料として二十七日にスケジュールをお渡ししたわけであつて、これ確定です、これ守ってくださいということとその資料をお渡ししたわけではありませ

○福島みずほ君 いや、やっぱり、ちょっとこのことだけにやっているのはあれですが、阪本社長の予定を聞かず、何で十一日というのを決められるんですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) ですから、受ける必要があるというふうに関わって切に思っていないからですよ。

○福島みずほ君 そんな厚労省もらったって困るでしょう。本当に困りますよ。それはちよつとやっぱり理解ができないというか、私が知らないうちに日程が、まあ、いいです、これはどう判断するかはまたみんなで議論することだと思

います。私自身も実はこの広告を見て、日雇派遣、日々紹介の点で実はとてもショックを受けました。日雇派遣の人は、今日の夜、夜遅くなって、あした仕事があるかどうか分からない、グッドウィルを始め様々なところで働き、苦労している人たちがいて、だからこそ派遣法の改正に国会が踏み切ったというふうに関わります。議論は様々だったが、日雇派遣の規制に関して、原則禁止に関してはどの党もそれには賛成したというふうに関わっています。

しかし、この記事、この広告はミスリードするものです。あなたもこれから日雇派遣について議論するかのようになっていく。いや、日雇派遣の原則禁止は決着が付いていて、むしろ今度は違うところで議論するんですよ、登録型派遣とか、それを議論するというふうになっていて、それが了解事項なのに、この広告の中では日雇派遣についても議論するかのようになっていく。おかしいですよ。見た人をミスリードするものだと思います。日雇派遣原則禁止をあかかもこれからまた議論を蒸し返すのかという中身になっている点も私は違うというふうに関わっております。

私は、正直、この問題をどう取り上げるかというの思っていました。答弁を、ずっと質問しながら、やっぱり余りにひどいのではないかい

うふうに思ってきました。厚生労働省は、労働行政の中でやっぱり働く人の味方だったはずですし、働く人のために頑張っていますよ。今だつて、現職の皆さんも現場も、そして政務官になられた皆さんたちも、少なくともディセントワークの実現、労働について、やっぱりそれは頑張ってきましたよ。それが全然見えないから、政務官として適任かどうかと思います。

副大臣、どうですか。

○副大臣(棚屋敬悟君) 先ほどからずっと議論を聞いておりますけれども、この内容をどうとらえるかということについては、いずれにしても、派遣制度については、これから、今ずっと研究会で議論されていることありますから、そこでしっかり議論をしていただくということを念頭に置かれての内容ではなかったかと私は思っているんです。

○福島みずほ君 厚生労働省の副大臣、政務官、労働担当の皆さんたちは、今までやっぱりすごく努力されてきたよ。それに対して、今日の答弁もとても残念です。厚生労働省がどこに向かうのかという点で、まさしくミスリードするということに思っています。

今日は、この質問だけでなくほかの質問もあり、来ていただいて何かちょっと申し訳ないんですが、規制改革会議、産業競争力会議の議論について一つだけ申し上げます。

第六回、五月十四日開催において、厚生労働省事務方がいわゆる所払いされ、内閣府事務方のみ同席の上で会議が行われた。第五回会議までの全ての配付資料は内閣府のホームページで公開されてきたにもかかわらず、この六回から突如資料が非公開です。本日の当委員会の質問のため、昨日、内閣府規制改革推進室に資料提出を求めたにもかかわらず、提出も閲覧も拒否されました。こういった対応は極めて問題であると思います。また、雇用ワーキング・グループの鶴座長は、限定正社員の新設に極めて熱心で、例えば会議中にも、例えばその議論の中で、通知の解釈や適用除

外など、解雇基準緩和のために何かできないかと質問をされたものもしています。

会議の中身を明らかにしてください。答申決定後に公表するとレクでは聞いておりますが、なぜ突然資料を出さないんですか。

○委員長(武内則男君) 内閣府滝本規制改革推進室長、時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○政府参考人(滝本純生君) 五月十四日、資料を公開いたしませんでしたのは、答申の起草に係る議論を委員間で始めましたので、それを、逐一答申の起草案を公開していきますと、今後の審議に、自由闊達な審議ができないといったようなこととか、あるいは、答申を踏まえまして政府としての規制改革への取組を決定していくというようなことがございましたので非公表にしたと、そういうことでございます。

○福島みずほ君 これ出してくださいよ。隠すと、何か隠したいことがあるんじゃないかと逆に思います。五回まで出して出さないというのは、やっぱり私たち議論をしたいですから、出してください。どうですか。

○政府参考人(滝本純生君) いずれにいたしましても、答申に結実してまいりますので、答申をじっくり見ていただいて御批判を賜ればと、そのように思っております。

○福島みずほ君 答申前に出してください。

また、今日お呼びして質問できなかった人は申し訳ありませんでした。

○津田弥太郎君 津田です。率直に言つて、丸川政務官の本日の答弁には、質問者も含めて、ここにいる方ほとんどの方が誰も納得していません。私はそのように思っているところであります。

去る五月十六日の理事会に提出されました日経クロスメディアの企画書なるものについて、我々は四月二十五日の委員会においてもなぜ出せないのかと要求をしたわけでありまして。その際の丸川政務官の答弁は、日経新聞社が社内の文書で

あるので出したいと言っている、こういうものであります。

なぜこの文書の提出が問題だったのかということとを先ほど私の事務所から日経クロスメディアに對して確認をいたしました。そうしますと、この文書で問題なのは、司会進行役として記されている社員の個人名、これは黒塗りで皆さんのお手元に配られているわけでございます。この個人名、これだけであり、残りの部分は問題ない、こういうふうに日経クロスメディア社は私に對して答弁をいたしました。日経が出したくないと言っているというのとは、これはもう事実をねじ曲げた発言であります。冒頭、日経クロスメディアの名譽のために一言申し上げさせていただきます。

さて、本日の丸川政務官の答弁、まさにうその上塗り、こういう印象を大変強く受けたわけでありまして。

丸川政務官、今回の広告は日経新聞の企画あるいは日経提供枠であると認識をしていたはずなのに、あなたは今日の答弁でも、打合せについては対談の一方当事者であるヒューマンラスト社とやっている。これは不可解なんです。

この質疑において、今日、十一月十三日にヒューマンラスト社社長から、私に対談相手を選んでもよいとの発言があったとあなたは答弁されました。日経新聞の企画あるいは提供枠なのだとしたら、対談相手を民間企業が自由に選んでいいはずがないでしょう。当たり前のことなんです。こんなのは誰でも分かること、誰でもおかしいと。ヒューマンラスト社がお金を出した広告だから対談相手をヒューマンラスト社が自由に選べるんですよ。そういうことなんです。

しかも、丸川政務官の日程表にはヒューマンラスト社の取材と明確に記されていたわけでありまして。極めて不自然な話。さらに、企画メモの冒頭の体裁という最も重要なところに記されているこの純広、この文言を見逃したという答弁、これもメディアに長年身を置いていた丸川議員、これあり得ないんですよ。私は、これらの政務官の発

言は全て虚偽答弁の疑いが極めて強いというふうには言わざるを得ません。これはまさに、罪、万死に値するということであります。

仮に百歩譲って純広の文字を見逃したとの説明を信じたとしましょう。何が起きたか。現職の担当政務官であるあなたが問題のある民間企業の営利広告に出演し、ヒューマンラスト社にお墨付きを与えたということなんです。この「猫の手」の広告掲載も防げずに、派遣労働者の方々に大変に不愉快な思いを抱かせた。もしもこの純広の文字に気が付いていたら、こうした事態はそもそも起こらなかったのではありません。

丸川政務官、この極めて大きな大きな過失をしたことについて改めてしっかり謝罪をすべきだと思いますが、いかがですか。

○大臣政務官(丸川珠代君) 御指摘のように、企画書についての確認が不十分であったことなどから、結果としてヒューマンラスト社の広告と一体となった対談記事に出ることとなってしまい、広告の内容により派遣労働者の方々に不愉快な思いを抱かせてしまいました。また、このため、委員会審議が円滑に進まなくなる状況となり、関係者の皆様方に多大な御迷惑をお掛けしているということについて謝罪をいたします。このような広告を出したヒューマンラスト社に対し、私も極めて遺憾であるとの思いを持っています。

既に、このような対談等の取材については、その内容についての確認体制を改めさせていただきまして。さらに、今後こうしたことがないように気を付けてまいりたいと思います。

○津田弥太郎君 これまで明らかになったとおり、今回の不適切な広告出演問題に関し、丸川政務官の責任は極めて大きなものがあります。丸川政務官については、法案の担当者として本委員会で厚生労働省を代表して答弁する資格がありません。丸川政務官に対する明確なけじめがなければ、今後の政府提出法案の審議は不可能であります。丸川政務官を謹慎させ、答弁を控えさせるな

ど対応を取るべきだと考えますが、田村大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(田村憲久君) 今回の全面広告の件につきましては、大臣規範そのものには触れるものではないにいたしましたが、広告の内容、体裁、委員会における誤解を招く発言など、総合的な観点において本委員会に対して大変御迷惑をお掛けしたことは間違いございません。この点は私にいたしましても、厚生労働省として責任を感じております。

いずれにいたしましても、政務、職員一同、大臣規範を遵守するとともに、企業とのかかわりにおいて誤解を招いたりすることのないよう気を付けてまいりたいと思います。さらに、私といたしましても、本委員会の混乱した状況の收拾、収束を図るために、本委員会への対応などについて最大限努力いたしたいと思っております。

○津田弥太郎君 今田村大臣が申された最後の部分、丸川政務官については今後の本委員会では謹慎をさせる、そういうふうな理解をします。しますよ。

武内委員長、今の大臣の発言をお聞きになっていかがですか。

○委員長(武内則男君) ただいま田村大臣の発言については、委員長としてもしっかりと受け止めさせていたいただきたいというふうに思います。

○津田弥太郎君 分かりました。

言わずもがなのことでございますが、今後の委員会の審議について、我々は決して法案審議をしたくないと言っているわけではない。ただ、余りにもひどい丸川政務官のこの不適切な新聞広告及びこの問題に対する答弁、許し難いものがございます。

大臣規範に違反しているかどうかというのは、公開基準未満の政治資金のやり取りともかわってまいりますので、引き続き丸川政務官に対して、本委員会としてこの公開基準未満の政治資金のやり取りの報告を求めていきたいと思っております。

丸川政務官に申し上げます。ここまで閣法の審

議が遅れた原因はあなたにあります。大臣もあなたにベナルティーを科すことを明言をされました。謹慎期間中は、派遣労働者を始めとした全国の国民に対して自ら犯した罪がいかにか大きかったかを十分に考え、猛省されるよう強く要請をして、私の質問を終わります。

○委員長(武内則男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。暫時休憩いたします。

午後二時五十四分休憩

午後三時八分開会

○委員長(武内則男君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。田村厚生労働大臣。

○国務大臣(田村憲久君) ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国は、障害者の権利に関する条約を平成十九年に署名しており、同条約の批准に向け、法整備を進める必要があります。また、精神障害者の雇用の状況を見ると、企業で雇用されている精神障害者の数が増加し、その職域も広がりをみせているため、精神障害者を障害者雇用率の算定基礎に加えることが求められております。

こうした状況を踏まえ、障害者雇用の充実強化を図り、働く意欲及び能力のある障害者の雇用を一層促進するため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、事業主は、労働者の募集、採用、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用等について、障害者に対する差別を禁止するとともに、障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならないこととしております。また、厚生労働大臣は、これらに関して指針を定めることとしております。

第二に、事業主は、障害者に対する差別等について障害者から苦情の申出を受けたときは、自主的な解決に努めることとするほか、都道府県労働局において調停等を行うこととしております。

第三に、現行の障害者雇用率は身体障害者及び知的障害者を対象として設定しておりますが、精神障害者の雇用の状況等に鑑み、その対象に精神障害者を加えて設定することとし、事業主は、その雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数が障害者雇用率以上であるようにしなければならぬこととしております。

最後に、この法律案の施行期日については平成三十年四月一日としておりますが、障害者に対する差別の禁止等に関する部分は平成二十八年四月一日、一部の規定については公布の日としております。

次に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

精神障害者に対する医療に関しては、入院期間が短くなっている一方で、入院患者約三十万人のうち一年以上入院している患者が依然として約二十万人に上るとともに、精神障害者の保護者である一人の家族のみが法律上の義務を負う仕組みについては、家族の高齢化に伴い、保護者の負担が大きくなってきております。

こうした状況を踏まえ、精神障害者が地域における生活へ移行することができるよう、精神障害者に対する医療の見直しを図ることが必要であ

り、この法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、厚生労働大臣は、精神病床の機能分化に関する事項等について、精神障害者の心身の状態に応じた良質かつ適切な医療の提供を確保するための指針を定めなければならないこととしております。

第二に、主に精神障害者の家族の一人を保護者とした上で、精神障害者に治療を受けさせ、財産上の利益を保護する義務等を課している現行の仕組みを廃止することとしております。

第三に、医療保護入院について、現行では、精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察により入院の必要性が認められ、かつ保護者の同意があるときは、本人の同意がなくても入院させることができるとなっておりますが、保護者の同意に替えて、家族等のうちいずれかの者の同意を必要とすることとしております。また、精神科病院の管理者は、医療保護入院者からの退院後の生活に関する相談に応じ、指導を行う者を病院内に配置することや、地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備等の措置を講じなければならないこととしております。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、平成二十六年四月一日としております。

以上が二法案の趣旨でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○委員長(武内則男君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

〔参照〕

(足立信也委員資料)

2月25日（月）付日本経済新聞朝刊（16面）の広告について

平成25年3月1日
厚生労働省

質問

政務三役が一企業の広告に出るということは問題ないのか。

回答

今回の広告は、日経クロスマディアの企画により行った対談であり、報酬、供応接待等を受けていないと聞いており、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」に抵触するものではないと考えています。

質問

今回の広告の報酬はいくらなのか。

回答

確認したところ、報酬は受領していないとのこと です。

質問

広告で丸川政務官が話している内容は厚労省の見解なのか。

回答

当該記事の内容は、参議院議員としての丸川議員の見解を述べたものと承知していますが、厚生労働省の見解と齟齬する内容は含まれておりません。

質問

厚生労働省が丸川政務官が広告に出ることについて止めなかったのか。

回答

「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」に抵触するものではなく、お止めしておりません。

平成25年5月23日 厚生労働委員会提出資料
民主党・新緑風会 足立 信也

【出典】厚生労働省資料

標準様式第1号

行政文書開示請求書

平成25年5月13日

民主党・新緑風会 足立 信也

厚生労働大臣 殿

氏名又は名称： 参議院議員 足立信也

住所又は居所：

〒100-8962 千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館613号室

TEL 03-6550-0613

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号）

代理人 谷口 裕 千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館613号室

TEL 03-6550-0613

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等
（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

1. 日経クロスマディアもしくはニューストラス社が丸川珠代厚生労働大臣政務官に対する日本経済新聞（2月25日付け）広告への出演依頼状及びその依頼に関する企画書・説明書等一切。
なお、上記の行政文書は厚生労働大臣政務官室で出演依頼についての回答を協議する際の資料として使用されたと推測されます。
2. 上記の丸川珠代厚生労働大臣政務官に対する日本経済新聞（2月25日付け）広告出演依頼状について決裁文書ないし真贋書等一切。

ひびきアール 早く開示して下さい

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイ又はロを付して下さい。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の対応を希望する。

イ 複製の希望 ① 写真 ② 写しの交付 ③ その他

イ 写しの交付を希望する。

開示請求手数料 （1件300円）		収入印紙をはってください。	
---------------------	---	---------------	---

*この欄は記入しなくても構いません。

担当課	
備考	

【出典】厚生労働省情報公開文書室

②

2013 年 1 月 8 日

日本経済新聞(朝刊全国版)掲載
対談企画 骨子(案)

日本経済新聞社
クロスメディア営業局

<紙面企画概要>

*テーマ:「雇用と派遣のあり方について～現状と展望(仮題)」

*体裁:全 15 段(記事広 10 段+純広 5 段)

*司会進行:日本経済新聞社クロスメディア営業局企画部

*下段(1)～(3)の各段について、各々のお立場より略を説明していただけますようお願いいたします。尚、実際の紙面構成は対談の展開内容によって調整や変立が異なる場合があります。

<対談の各論案>

(1)非正規労働者の雇用状況について、各々のお立場からの見方

<ご参考>

・非正規労働者の比率は全体の 35%(厚労省調べ)と、雇用形態の多様化が進展、人口減少、急激な少子高齢化の進展で労働人口が減少していくなか、国力、経済力を維持向上していくためには、人材の多様な活用が必要。そこで、正規労働にない適性・適性、女性、高齢者のさらなる活用が求められる。

・女性の非正規雇用、過労死など、企業側が働き方改革を進めるために働きに出る女性が増加。

→改めて見直される女性の活用

※IMFのラカール事務総長「日本には未活用、よく教育された女性労働力という潜在成長力がある」

昨年 6 月来日時のコメント。

・進む高齢化とニーズ高まるシニアの活用

※団塊の世代だけで約 100 万人、60 歳代に占めれば、人口のほぼ 15% を占める。日本の高度経済成長を支え、戦争の生き残りとしてきたシニアが大量定年退職の時期に、

◆阪本様:会社紹介から、現状の見方について

◆丸川様:

(2)「改正派遣法」について～施行から 3 ヶ月。各々のお立場からコメント

・昨年 10 月に施行された改正派遣法。期間が 30 日以内の日雇い派遣は原則禁止に。実際に弊に就けない人が出てくる中で、派遣のあり方について、各々のお立場から説明。現状と将来のあり方について、各々のお立場から話す

・厚生労働省は、労働者派遣制度の見直しを推進する有識者研究会の会合を開催。

◆阪本様(働く人たちの声、派遣先企業からの声を踏まえていただきたいながら)

◆丸川様

(3)「働く人」のために、取り組まれていること、提言

今後わが国が成長していく上で、必要不可欠な人材の育成と雇用。これらの人材が働くために、各々のお立場から話すこと、取り組まれていることについて。

◆阪本様:(能力開発、サポートなど、企業としての取り組み)

◆丸川様

●その他・・・何か補足すべき点 等

【出典】平成 25 年 5 月 16 日(木) 参議院厚生労働委員会理事會配布資料

③

①今回の対談広告が御社の発表によるものなのか否かの事実関係に關し、ご回答をいただきたい。なお、その際には、御社からヒューマン・プラス社に対して発した企画書のコピーもご提出ください。

また、対談の当事者が、なぜ丸川参議院議員とヒューマン・プラス社の阪本社長なのかに關し、お答えをいただきたい。

②今回の対談広告が御社の企画であるにもかかわらず、丸川事務所への連絡はヒューマン・プラス社の阪本社長が行っていることに関し、経緯を御説明いただきたい。

③今回の対談広告の企画は、少なくとも丸川議員が政務官に就任する以前に御社が発案したものとして承知しています。実際に対談が行われた 1 月 11 日までの間に、丸川議員は厚生労働大臣政務官に就任しています。企画をされた立場として、丸川議員が派遣業界を所管する政務官に就任したことにより、特定の企業との対談広告の相手としては問題が生じるのではないかと、御社も持たなかったのかについてご回答ください。

④昨年 1 月 13 日から今年の 1 月 11 日の間における御社と丸川議員側との交渉の詳細について御説明いただきたい。

【出典】平成 25 年 5 月 8 日(木)

参議院厚生労働委員会理事會配布資料より抜粋

④

2013 05/22 WED 16:14

002

平成 25 年 5 月 23 日 厚生労働委員会提出資料
民主党・新緑風会 足立 信也

2013 年 5 月 22 日

参議院事務局委員部第 7 課 厚生労働委員会担当

お世話になっております。5 月 16 日付けで頂きました厚生労働委員会への 23 日の参考人出席要請は辞退させて頂きますが、フタタスで送って頂いた質問骨子を拝見すると、解釈されている部分があるようなので、日本経済新聞としての立場を以下の通り、申し述べて頂きます。

ご指摘のヒューマントラスト社の広告については、当社の察案ではなく、2012 年 11 月にヒューマントラスト社が当社に提出してきた企画広告です。このような企業側からの企画広告は、新聞広告のかなり多くを占め、珍しいことではありません。

経緯を説明しますと、2012 年 11 月 13 日に、ヒューマントラスト社の阪本美貴子社長から電話でクロスメディア営業局に日経への広告掲載の要請があり、同月 15 日にクロスメディア営業局の 2 名がヒューマントラスト社を訪問しました。この時が阪本社長とは初対面です。その場で阪本社長から、丸川泰代議員との対談広告の提案があり、丸川議員との交渉などもすべて阪本社長が行うとの話がありました。その後、阪本社長から対談日程、場所について提示があり、広告代理店もアド電通を指定してききました。対談直前になっても対談の進行に関する指示がなかったため、やむなくクロスメディア営業局で 2013 年 1 月 8 日、進行案を記したメモを作成しました。

対談は、1 月 11 日に参議院議員会館の丸川事務所で行われましたが、それまで当社は丸川議員側とは一切の接触、連絡をしておりません。対談には、ヒューマントラスト社の判断でアド電通の部長も同席しています。

なお当社では、広告掲載基準に従い、当社主導による企画広告には、紙面中に「企画・制作＝日本経済新聞社クロスメディア営業局」と記していますが、今回ご指摘の広告はヒューマントラスト社の企画のため、記していません。

以上、よろしくお願ひします。

日本経済新聞社

⑤

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
一、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 障害者就業・生活支援センター(第二十七条―第三十六条)」を「第四節 障害者就業・生活支援センター(第二十七条―第三十三条)」に、第二章の二 障害者に対する差別的禁止等(第三十四条―第三十六条の六)」に、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改め、「第三節 精神障害者に関する特例(第六十九条―第七十三条)」を削り、「第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者」を「第三節 対象障害者」に、「(第七十四条)」を「(第七十三条・第七十四条)」に、「第五節」を「第四節」に、「第四章 雑則(第七十五条―第八十五条の二)」を「第三章の二 紛争の解決」に改める。

第三章の二 紛争の解決

第十五条―第八十五条」を 第一節 紛争の解決の援助(第七十四条の四―第七十四条の六) に、「第十五条―第八十五条の二」を 第二節 調停(第七十四条の七・第七十四条の八) に、「第十五条―第八十五条の二」を「第四章 雑則(第七十五条―第八十五条の三)」に改める。

第十五条の二」を「第八十五条の四」に改める。

第一条中「身体障害者又は知的障害者」を「障害者」に改め、「(のための措置)」の下に、「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置」を加える。

第二条第一号中「又は精神障害」を「精神障害(発達障害を含む。第六号において同じ)その他の心身の機能の障害」に改める。

第七条第二項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第十条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第三十三条の次に次の章名を付する。

第二章の二 障害者に対する差別的禁止等

第三十四条から第三十六条までを次のように改める。

(障害者に対する差別的禁止)

第三十四条 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならない。

第三十五条 事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。

(障害者に対する差別的禁止に関する指針)

第三十六条 厚生労働大臣は、前二条の規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針(次項において「差別的禁止に関する指針」という。)を定めるものとする。

2 第七條第三項及び第四項の規定は、差別の禁止に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

第三章の前に次の見出し及び五条を加える。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置)

第三十六條の二 事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となつてゐる事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六條の三 事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となつてゐる事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

第三十六條の四 事業主は、前二条に規定する措置を講ずるに当たつては、障害者の意向を十分に尊重しなければならない。

2 事業主は、前条に規定する措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針)

第三十六條の五 厚生労働大臣は、前三条の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針

(次項において「均等な機会の確保等に関する指針」という。)を定めるものとする。

2 第七條第三項及び第四項の規定は、均等な機会の確保等に関する指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第三項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(助言、指導及び勧告)

第三十六條の六 厚生労働大臣は、第三十四條、第三十五條及び第三十六條の二から第三十六條の四までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができる。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 対象障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一節 対象障害者の雇用義務等

第三十七條の見出し中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条中「すべて」を「全て」に、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この章、第八十六條第二号及び附則第三条から第六條までにおいて「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五條第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。第三節及び第七十九條を除き、以下同じ。)をいう。

第三十八條第一項及び第三項から第五項まで並びに第四十條中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十一條第一項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十二條第一項第二号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十三條第一項中「除く。」の下に「次章を除き」を加え、「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者又は知的障害者及び」を「対象障害者及び」に改め、同条第三項から第五項まで及び第七項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十四條第一項第二号から第四号まで及び第三項並びに第四十五條第一項第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十五條の二第一項中「すべての」を「全ての」に改め、同条第二号及び第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第四号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十五條の三第一項各号、第三項第一号及び第六項並びに第四十六條の見出し並びに同条第一項及び第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第四十九條第一項中「身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う」を「対象障害者の雇用に伴う」に改め、同項第一号中「第五節」を「第四節」に改め、同項第二号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号中「身体障害者又は知的障害者である労働者」を「対象障害者である労働者」に改め、同号中「身体障害者」の下に「又は精神障害者」を加え、同号口中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第四号の二中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第五号中「若しくは知的障害者」を「知的障害者若しくは精神障害者」に、「又は知的障害者」を「知的障害者又は精神障害者」に改め、同項第六号中「又は知的障害者」を「知的障害者又は精神障害者」に改め、同項第七号中「身体障害者又は知的障害者の職業」を「対象障害者の職業」に、「身体障害者又は知的障害者である」を「対象障害者である」に改め、同号二中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第九号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第五十條第一項、第二項及び第四項、第五十一條第二項、第五十二條第一項、第五十四條第二項、第三項及び第五項、第五十五條並びに第五十六條第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第三章第三節の節名を削る。

第六十九條から第七十二條までを次のように改める。

第六十九條から第七十二條まで 削除

第七十三條の前に次の節名を付する。

第三節 対象障害者以外の障害者に関する特例

第七十三條第一項中「精神障害者」の下に「(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五條第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものを除く。)」を加え、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、「知的障害者又は」の下に「第二條第六号に規定する」を加える。

第三章第四節の節名を削る。

第七十四條に見出しとして「(身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施等)」を付する。

第七十四條の二第二項ただし書中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項中「次章」を「第四章」に改め、同項第一号中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第十項中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同項後段を削る。

第三章中第五節を第四節とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助
(苦情の自主的解決)

者又は知的障害者である」を「対象障害者である」に改め、同号二中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同項第九号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第五十條第一項、第二項及び第四項、第五十一條第二項、第五十二條第一項、第五十四條第二項、第三項及び第五項、第五十五條並びに第五十六條第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第三章第三節の節名を削る。

第六十九條から第七十二條までを次のように改める。

第六十九條から第七十二條まで 削除

第七十三條の前に次の節名を付する。

第三節 対象障害者以外の障害者に関する特例

第七十三條第一項中「精神障害者」の下に「(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五條第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものを除く。)」を加え、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、「知的障害者又は」の下に「第二條第六号に規定する」を加える。

第三章第四節の節名を削る。

第七十四條に見出しとして「(身体障害者、知的障害者及び精神障害者以外の障害者に関する助成金の支給業務の実施等)」を付する。

第七十四條の二第二項ただし書中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項中「次章」を「第四章」に改め、同項第一号中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第十項中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同項後段を削る。

第三章中第五節を第四節とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 紛争の解決

第一節 紛争の解決の援助
(苦情の自主的解決)

第七十四条の四 事業主は、第三十五条及び第三十六条の三に定める事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業所の労働者を代表する者を構成員とする当該事業所の労働者の苦情を処理するための機関をいう)に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決の促進に関する特例)

第七十四条の五 第三十四条、第三十五条、第三十六条の二及び第三十六条の三に定める事項についての障害者である労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四、第五及び第十二条から第十九条までの規定は適用せず、次条から第七十四条の八までに定めるところによる。

(紛争の解決の援助)

第七十四条の六 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、障害者である労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第二節 調停

(調停の委任)

第七十四条の七 都道府県労働局長は、第七十四条の五に規定する紛争(労働者の募集及び採用についての紛争を除く)について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第六条第一項の紛争調整委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第二項の規定は、障害者である労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(調停)

第七十四条の八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十九条、第二十条第一項及び第二十一条から第二十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九条第一項中「前条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十条第一項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

(船員に関する特例)

第八十五条の二 第七十四条の八の規定は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者(次項において「船員等」という。)に関しては、適用しない。

2 船員等に関しては、第三十六条第一項、第三十六条の五第一項、第三十六条の六及び第八十四条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第三十六条第二項及び第三十六条の五第二項中「同条第三項中」とあるのは「同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第三項中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、と、第七十四条の五中「から第七十四条の八まで」とあるのは「第七十四条の七及び第八十五条の二第三項」と、第七十四条の六第一項、第七十四条の七第一項及び第八十四条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。）」と、第七十四条の七第一項中「第六条第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に

記載されている者のうちから指名する調停員」と、第八十二条第一項中「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」とあるのは「国土交通大臣」と、「事業主等、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体」とあるのは「事業主」と、「事業主等若しくは在宅就業支援団体の事業所若しくは在宅就業障害者が業務を行う場所」とあるのは「事業主の事業所」と、同項、第八十四条第一項及び前条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

3

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第二十條第一項、第二十一条から第二十六条まで並びに第三十一条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により読み替えて適用する第七十四条の七第一項の規定により指名を受けて調停員が行う調停について準用する。この場合において、同法第二十条第一項、第二十一条から第二十三条まで及び第二十六条中「委員会」とあるのは「調停員」と、同項中「関係当事者」とあるのは「関係当事者又は障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他の参考人」と、同法第二十一条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長(運輸監理部長を含む。）」が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含む。）」と、同法第二十五条第一項中「第十八条第一項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と、同法第二十六条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、同法第三十一条第三項中「前項」とあるのは「障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の七第一項」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第八十五条の三 第三十四条から第三十六条まで、第三十六条の六及び前章の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第三十六条の二から第三十六条の五までの規定は、一般職の国家公務員(特定独立行政法人の労働関係に関する法律

(昭和二十三年法律第百五十七号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関しては、適用しない。第八十六条第二号中「身体障害者若しくは知的障害者」を「対象障害者」に改める。

第八十七条第一項中「第八十五条の二」を「第八十五条の四」に改める。

附則第三条第一項及び第二項中「身体障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則第四条第一項中「第五節」を「第四節」に改め、同条第三項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改め、同条第四項ただし書中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第八項中「身体障害者又は知的障害者」及び「身体障害者、知的障害者又は精神障害者」を「対象障害者」に改め、同条第十項を削る。附則第五条第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則第六条(見出しを含む。中「身体障害者及び知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一号の改正規定並びに次条及び附則第五条の規定 公布の日

二 目次の改正規定(「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改め、「第三節 精神障害者に関する特例(第六十九条―第七十三条)」を削り、「第四節 身体障害者、知的障害者及び精神障害者」を「第三節 対象障害者」に、「第七

十四条」を「(第七十三条・第七十四条)に、

「第五節」を「第四節」に改める部分を除く。、

第一条の改正規定(「身体障害者又は知的障害

者」を「障害者」に改める部分を除く。)、第七

条及び第十条の改正規定、第三十三条の次

に章名を付する改正規定、第三十四条から第

三十六条までの改正規定、第三章の前に見出し

及び五条を加える改正規定、第四十三条第一

項中「除く。」の下に「次章を除き」を加える改

正規定、第七十四条の二第三項中「次章」を

「第四章」に改める改正規定、第三章の次に一

章を加える改正規定、第八十五条の二を第八

十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に

二条を加える改正規定並びに第八十七条第一

項の改正規定並びに附則第三条、第六条及び

第八条の規定 平成二十八年四月一日

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の障害者の雇用の

促進等に関する法律(以下「新法」という。)第三

十六条第一項に規定する差別的禁止に関する指

針の策定及び新法第三十六条の五第一項に規定

する均等な機会の確保等に関する指針の策定並

びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、

前条第二号に掲げる規定の施行の日前において

も、新法第三十六条及び第三十六条の五の規定

の例により行うことができる。

(紛争の解決の促進に関する特例に関する経過

措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の

際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する

法律(平成十三年法律第百十二号)第六条第一項

の紛争調整委員会又は同法第二十一条第一項の

規定により読み替えて適用する同法第五条第一

項の規定により指名するあつせん員に係属して

いる同項(同法第二十一条第一項の規定により

読み替えて適用する場合を含む。)のあつせんに

係る紛争については、新法第七十四条の五(新

法第八十五条の二第二項の規定により読み替え

て適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

(一般事業主の雇用義務等に関する経過措置)

第四条 新法第四十三条第二項及び第五十四条第

三項の規定の適用については、この法律の施行

の日から起算して五年を経過する日までの間、

これらの規定中「を基準として設定するものと

し」とあるのは「に基づき」と、「当該割合の推

移」とあるのは「対象障害者の雇用の状況その他

の事情」とする。

(政令への委任)

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第

八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の四中「並びに」の下に

「障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十

五年法律第百二十三号)第七十四条の七第一

項」を加える。

別表第一第十三号中「(昭和三十五年法律第百

二十三号)」を削る。

(国等による障害者就労施設等からの物品等の

調達等の推進等に関する法律の一部改正)

第七条 国等による障害者就労施設等からの物品

等の調達の推進等に関する法律(平成二十四年

法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第六十九条」を「第三

十七条第二項」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第八条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「(昭和三十四年法律

第百三十七号)」の下に「、障害者の雇用の促進

等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三

号)」を加える。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の

一部を改正する法律案

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改

正する。

「第一節 保護者(第二十条―第二十二号の二)」

第二節 任意入院(第二十二号の三・第二十二号の四)

第三節 指定医の診察及び措置入院(第二十三号―第三十二号)

第四節 医療保護入院等(第三十三号―第三十五号)

十号・第二十一号)

及び措置入院(第二十二号―第三十二号)に、「第五節」を「第四節」に、「第六節」を「第五節」に改める。

等(第三十三号―第三十五号)

第六条第二項第五号中「市町村」の下に「(特別区

を含む。第四十七号第三項及び第四項を除き、以

下同じ。)」を加える。

第十三条第一項中「限る。」「の下に「精神障害者

の保健又は福祉に関し学識経験を有する者及び」

を加え、「及びその他の学識経験を有する者」を削

る。

第十四条第二項第三号を削り、第二号を第三

号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験

を有する者 一

第十九条の四第一項中「第二十二号の四第三項」

を「第二十一条第三項」に、「第三十三号の四第一

項」を「第三十三号の七第一項」に、「第二十二号の

三」を「第二十条」に改める。

第十九条の五中「第二項」を「第三項」に、

「第三十三号の四第一項」を「第三十三号の七第一

項」に改める。

第十九条の十一第一項中「家族等」を「第三十三

条第二項に規定する家族等その他の関係者」に改

める。

第五章第一節を削る。

第二十二号の三の前の見出しを削り、第五章第

二節中同条を第二十条とする。

第二十二号の四第五項中「第二十二号の四第四

項」を「第二十一条第四項」に改め、同条を第二十

一条とする。

第五章中第二節を第一節とする。

第二十三号第二項中「左の」を「次の」に、「もよ

り」を「最寄り」に改め、同項第四号中「当つて」を

「当たつて」に改め、第五章第三節中同条を第二十

二条とする。

第二十四号中「もより」を「最寄り」に改め、同条

を第二十三号とする。

第二十五号第二項中「第二条第三項」を「第二

第二項」に改め、同条を第二十四号とする。

第二十五号の二中「すみやかに」を「速やかに」に

改め、同条を第二十五号とする。

第二十六号の三中「第二条第六項」を「第二条第

五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十七号第一項及び第二項中「第二十三号」を

「第二十二号」に改める。

第五章中第三節を第二節とする。

第三十三号第一項中「保護者」を「その家族等の

うちいずれかの者」に改め、同項第一号中「第二十

二条の三」を「第二十条」に改め、同条第二項及び

第三項を次のように改める。

2 前項の「家族等」とは、当該精神障害者の配偶

者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は

保佐人をいう。ただし、次の各号のいずれかに

該当する者を除く。

一 行方の知れない者

二 当該精神障害者に対して訴訟をしている

者、又はした者並びにその配偶者及び直系血

族

三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐

- 人又は補助人
四 成年被後見人又は被保佐人
五 未成年者

3 精神科病院の管理者は、第一項第一号に掲げる者について、その家族等(前項に規定する家族等)をいう。以下同じ。)がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

第三十三条第四項中「第二項」を「前項」に、「第二十二條の三」を「第二十条」に改め、同条第五項中「第二十二條の四第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改める。第三十三條の二中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十三條の三中「第二項」を「第三項」に改め、「この場合において、精神科病院の管理者は、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならぬ」を削り、同条に次の一項を加える。

2 精神科病院の管理者は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する事項を画面で知らせなかつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

第三十三條の五を第三十三條の八とする。

第三十三條の四の前の見出しを削り、同条第一項中「保護者(第三十三條第二項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者)」を「その家族等」に改め、同項第一号及び同条第二項中「第二十二條の三」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第二十二條の四第四項」を「第二十一条第四項」に、「第

第三十三條の四第二項」を「第三十三條の七第二項」に改め、同条を第三十三條の七とし、同条の前に見出しとして「(応急入院)」を付する。
第三十三條の三の次に次の見出し及び三条を加える。

(医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置)

第三十三條の四 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

第三十三條の五 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、医療保護入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、一般相談支援事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十六項に規定する特定相談支援事業(第四十九條第一項において「特定相談支援事業」という。)を行う者、介護保険法第八條第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者その他の地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができるものと認められる者として厚生労働省令で定めるもの(次条において「地域援助事業者」という。)を紹介するよう努めなければならない。

第三十三條の六 精神科病院の管理者は、前二條に規定する措置のほか、厚生労働省令で定めるところにより、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

第三十四條第一項中「第二十二條の三」を「第二十条」に、「保護者」を「その家族等のうちいずれかの者」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改め、同条第二項中「者の保護者について第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない」を「精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない」に、「扶養義務者」を「居住地を管轄する市町村長」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改め、同条第三項中「保護者(前項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者)」を「その者の家族等」に、「第二十二條の三」を「第二十条」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改める。

第五章中第四節を第三節とする。
第三十八條中「保護者等」を「家族等その他の関係者」に改める。
第三十八條の三第一項中「同条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十八條の四中「その保護者」を「その家族等(その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあっては、その者の居住地を管轄する市町村長)」に改める。

第三十八條の六第二項中「第二項」を「第三項」に改める。
第三十八條の七第二項中「第二十二條の四第三項」を「第二十一条第三項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改め、同条第四項中「第二十二條の四第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に改める。

第三十九條第一項第六号を次のように改める。
六 退去者の家族等又はこれに準ずる者の住所、氏名その他厚生労働省令で定める事項
第五章中第五節を第四節とする。
第四十一条及び第四十二条を次のように改める。

(指針)
第四十一条 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(以下この条において「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針に定める事項は、次のとおりとする。
一 精神病床(病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。)の機能分化に関する事項

二 精神障害者の居宅等(居宅その他の厚生労働省令で定める場所をいう。)における保健医療サービス及び福祉サービスの提供に関する事項

三 精神障害者に対する医療の提供に当たつての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項

四 その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第四十二条 削除
第四十三條第二項中「第二十五條」を「第二十四条」に、「(除く外)」を「(除くほか)」に改める。

第四十四條第二項中「この章第二節から前節まで」を「前各節」に改める。

第五章中第六節を第五節とする。
第四十七條第一項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加え、同条第三項中「及び特別区」を削り、「(家族等)」の下に「その他の関係者」を加え、同

条第四項及び第五項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加える。

第四十八條第一項中「家族等」の下に「その他の関係者」を加える。

第五十一條の十一の二の次に次の一條を加える。

(後見等を行う者の推薦等)

第五十一條の十一の三 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下この条において「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、前項に規定する措置の実施に關し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

第五十一條の十三第一項中「第三十三條の五を「第三十三條の八」に、「第三十三條の四第一項を「第三十三條の七第一項」に、「並びに第六章を「第六章並びに第五十一條の十一の三第二項」に改め、同条第三項中「第二十一條」を「第三十三條第三項及び第三十四條第二項」に改める。

第五十三條第一項中「第二十二條の四第四項を「第二十一條第四項」に、「第三十三條の四第二項」を「第三十三條の七第二項」に改める。

第五十四條第二号中「第三十三條第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

第五十七條第一号中「第二十二條の四第五項を「第二十一條第五項」に、「第三十三條の四第三項」を「第三十三條の七第三項」に改め、同条第五号中「第二十二條の四第七項」を「第二十一條第七項」に改め、同条第七号中「第三十三條の四第五項」を「第三十三條の七第五項」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十六年四月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條の規定 公布の日

二 附則第十六條の規定 刑法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

三 第三十三條第一項及び第三十四條第二項の改正規定 平成二十八年四月一日

(経過措置) 第二條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第三十三條第一項の規定により精神科病院に入院している者は、この法律による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「新法」という。)第三十三條第一項(この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の前日において旧法第二十條第二項各号の保護者がいない場合又はこれらの保護者がその義務を行うことができない場合にあつては、新法第三十三條第三項の規定により入院したものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十三條第二項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三條第一項の規定により入院したものとみなす。

第三條 この法律の施行の際現に旧法第三十三條の四第一項の規定により精神科病院に入院している者は、新法第三十三條の七第一項の規定により入院したものとみなす。

第四條 この法律の施行の際現に旧法第三十八條の四の規定により精神科病院に入院中の者の保護者によりなされている請求は、新法第三十八條の四の規定により当該入院中の者の家族等のうち当該保護者であつた者(当該請求が旧法第二十一條の規定により当該入院中の者の保護者となつたその者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地)を管轄する市町村長特別区の長を含む。以下この条

において同じ。)によりなされている場合にあつては、当該市町村長によりなされた請求とみなす。

第五條 施行日前に行われた旧法第四十二條の規定による精神障害者の医療及び保護に係る費用の負担については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第七條 附則第二條から前条まで、第十一條、第十二條、第十四條及び第十五條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第八條 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置

目次中「第四節 保護觀察所(第十九條―第二十三條)」を「第五節 保護者(第二十三條の二・第二十三條の三)」に改める。

第二條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第十條中「第二條第三項」を「第二條第二項」に改める。

第一章に次の一節を加える。

第五節 保護者 第二十三條の二 対象者の後見人若しくは保佐人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者は、次項に定めるところにより、保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

一 行方の知れない者
二 当該対象者に対して訴訟をしている者、

の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正) 第九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の項第一号中「第三十三條の五」を「第三十三條の八」に、「第三十三條の四第一項」を「第三十三條の七第一項」に、「並びに第六章」を「第六章並びに第五十一條の十一の三第二項」に改め、同項第三号中「第二十一條」を「第三十三條第三項及び第三十四條第二項」に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び觀察等に関する法律の一部改正) 第十條 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び觀察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

「第四節 保護觀察所(第十九條―第二十三條)」を「第五節 保護者(第二十三條の二・第二十三條の三)」に改める。

又はした者並びにその配偶者及び直系血族
三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
五 成年被後見人又は被保佐人
六 未成年者

2 保護者となるべき者の順位は、次のとおりとし、先順位の者が保護者の権限を行うことができないときは、次順位の者が保護者となる。ただし、第一号に掲げる者がいない場合において、対象者の保護のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、利害関係

人の申立てによりその順位を変更することができる。

一 後見人又は保佐人

二 配偶者

三 親権を行う者

四 前二号に掲げる者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者

第二十三条の三 前条の規定により定まる保護者がいないときは、対象者の居住地を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が保護者となる。ただし、対象者の居住地がないときは、又は対象者の居住地が明らかでないときは、その対象者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

第三十一条第六項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条を」第二十三条の三に改め、「特別区の長を含む。以下同じ。」を削る。

第三十三条第一項中「第二条第三項第一号を」第二項第二号に改める。

第三十四条第二項及び第三十九条第三項中「第二条第三項を」第二項第二号に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「第二条第三項第一号を」第二項第二号に改める。

第四十六条第二項ただし書中「第二条第三項第二号を」第二項第二号に改める。

第四十九条第一項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「昭和二十五年法律第百二十三号」を加える。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 施行日前に、前条の規定による改正前の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「旧医療観察法」という。)(第三十条第一項の規定により旧医療観察法第二条第一項に規定する保護者がした付添人の選任で、この法律の施行の際現に

効力を有するものは、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「新医療観察法」という。)(第三十条第一項の規定により新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者がした選任とみなす。

第十二条 この法律の施行の際現に旧医療観察法第二条第一項に規定する保護者により旧医療観察法第五十条 第五十五条若しくは第七十三条第一項の規定によりされている申立て、旧医療観察法第六十四条第二項若しくは第七十条第一項の規定によりされている抗告又は旧医療観察法第七十二条第一項若しくは第九十五条の規定によりされている請求は、それぞれ新医療観察法第二十三条の二又は第二十三条の三の規定により保護者となる者によりされた申立て、抗告又は請求とみなす。

(家事事件手続法の一部改正)
第十三条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第百八十三条中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十條第二項第四号を」心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第二十三条の二第二項第四号に、「精神障害者の」を「同法第二条第二項に規定する対象者の」に改める。

第二編第二章第二十五節の節名を次のように改める。

第二十五節 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

第二百四十一条第一項中「精神障害者」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第二項に規定する対象者」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

別表第一の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改め、同表の百三十の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十条第二項ただし書」を「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二十三条の二第二項ただし書」に改める。

(家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判(この法律の施行の際、旧法第五条に規定する精神障害者(以下この条及び次条において単に「精神障害者」という。))を旧医療観察法第二条第三項に規定する対象者(次条において単に「対象者」という。))とする旧医療観察法第三条第一項に規定する処遇事件(次条において単に「処遇事件」という。))が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該確定した審判に限る。は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の確定した審判とみなす。

第十五条 旧法第二十条第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立て(この法律の施行の際、精神障害者を対象者とする処遇事件が現に係属し、又は精神障害者に対する旧医療観察法による医療が終了していない場合における当該申立

てに限り、この法律の施行前に当該申立てに係る審判が確定したものを除く。は、新医療観察法第二十三条の二第二項ただし書又は同項第四号の規定による保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てとみなす。

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)
第十六条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十五条第一項の改正規定中「第二十五条第一項を」第二十四条第一項に改める。

附則第十五条のうち心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第三項第二号の改正規定中「第二条第三項第二号を」第二条第二項第二号に改める。